

令和3年6月23日

令和3年第2回和束町議会定例会

(第2号)

和 東 町 議 会

令和3年第2回和東町議会定例会

会議録 (第2号)

招集年月日 令和3年6月23日(水)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 4時10分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	本	正	意	8番	畑		武	志	
9番	小	西		啓	10番	岡	田	泰	正	

欠席議員(0名)

な し

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	原田敏明
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	7番 岡本正意 8番 畑武志

## 議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議案第24号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第25号 和束町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第26号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第27号 和束町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第28号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第1号）  
議案第29号 令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第30号 令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第31号 令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 発議第 4号 和束町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 発議第 5号 東京オリンピック・パラリンピックの開催中止を求める意見書
- 日程第 10 発議第 6号 医療提供体制の抜本的な拡充を求める意見書
- 日程第 11 発委第 1号 JR大和路線の利便性維持について国の積極的な関与を求める意見書
- 日程第 12 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦勞さまでございます。

ただいまから、令和 3 年和東町議会第 2 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、7 番、岡本正意議員、8 番、畑 武志議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。

去る 6 月 2 1 日に開催いたしました産業常任委員会の報告を行います。

本委員会では、6 月 1 日に開催いたしました委員会の中で再度調査をすることとなった和東茶カフェの件について、運営スタートからの推移や現在の状況などについて説明を受けました。

また、京都府の事業である府道宇治木屋線トンネル工事の件について、工事の進捗状況や昨年公募された工事発生残土の受入れの状況について説明を受けました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

以上で報告を終わります。

日程第 3、議案第 2 4 号 和東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

議案第24号の提案理由を申し上げます。

令和3年1月に「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、市町村の条例改正が必要となりましたので、「和東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の所要の改正をいたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私から、議案第24号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第24号

和東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年6月23日提出

和東町長 堀 忠雄

27枚ほどめくっていただきまして、議長のお許しを得ておりますので、概要によって説明させていただきます。

和東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 概要

すみません、ここで一部訂正がございます。

「115条の13」と書かれておりますが、これにつきましては予防のほうでございまして、「74条の1」の規定に変更のほうをよろしくお願いいたします。

おわびして訂正させていただきます。

## 1 改正理由

介護保険法第74条の1の規定に基づく、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が、改正されたことにより、同法同条の規定に基づき、市町村の条例改正が必要となりました。

## 2 改正条例の概要

感染症対策の強化や高齢者虐待防止の推進のため、事業所に対して各種指針の整備や研修の実施を求める。

また、感染症対策や多職種連携の促進のため、会議等において利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施することができることとする。

認知症対応型共同生活介護にサテライト型事業所の基準を創設。

地域密着型の施設サービスにおいて、入所者の口腔衛生管理の強化や、栄養ケアマネジメントの充実を行うことを求める。

他、改正に伴う所要の整備。

## 3 条例の施行予定日

公布日

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回の改正内容についてはどうこう言うことはないんですけども、地域密着型サービスの関係ということで、少し確認も含めて伺いたいと思うんですけども、今回のこういった改正の内容というものが反映されるべく、いわゆる和東町の利用者にとって関係のあるこういう施設というのは、具体的にはどういうところにある施設というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員のありました地域密着型サービスの事業所の関係でございますが、和東町に現在この事業所はございません。近隣の市町村にお願いして一部利用させていただいているということで、他市町村に設置されております事業所、そちらのほうでの基準も全国統一での改正ということになりますので、そちらのほうで一部改正された上で和東町の住民がご利用いただくということになりますので、和東町で今回改正させていただきます一部改正の条例、これにつきましては、現在、直接関わるものではございませんが、今後、和東町でこういう事業所ができましたときには、当然この基準の下に設置していただくということになるということでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、町内にはそういったサービスを提供する事業所は今のところないということで確認なんですけども、地域密着型サービスのいわゆる施設という範囲になっていますけども、確認でお願いしたいんです。例えば、どういうサービスを提供していることになるのか、もし、和東で事業所ができた場合に具体的にはどういうサービスを提供されるということが想定される施設サービスになるのか教えていただきたいと思いま



す。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

和東町にも一施設ございます特別養護老人ホーム、これの小さい版というように思っていたらいいかと思えます。大多数の施設ではなかなか入所が難しいと言われる利用者につきまして、こういうところでの小さなところ、ここの文言にありますように、地域密着型ということですので、地元のある施設で自宅からの近くからのところで小規模のところサービスを受けるというところがございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それで、町長にお聞きしたいんですけども、先日もいわゆる介護保険料が大きく上がったということで、できるだけ抑えてほしいというような要望もございましたし、私もそう思いますけども、ただ、やはり介護保険というのは、いわゆる保険料を払う一方で、それに見合ったメニューというのはちゃんと整備していくということが保険だと思うんですね、保険制度でいくのであればですけども。

しかし、今の和東で言いますと、京都府下で一番高い保険料をご負担いただいている一方で、例えば、地域密着型サービスという介護保険のメニューというものが町内では整備されてないという状況というのは、やはり保険制度としては今の状況では大変欠陥のある状態と。お金は払うけれども、自前でサービスがないというような状況だと思うんです。これはやはり形としては大変適切じゃないと思うんです。

もちろんいろいろ事情と言いますか、制度上の構造的な問題もありますから、一概に町の責任というだけではないんですけども、ただ、誰もが住み慣れた地域でサービ

スを選んでいけるという状況をつくっていくためには、やはりこういったサービスも今後どう整備していくか。もし、民間の事業所が難しいというのであれば、町が責任を持ってでもこういったサービスを提供していくということも含めて方向性を持つ必要があると思うんですけども、その辺、町長、お考えいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員からいただいたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、岡本議員から私に保険料の話で、保険料は京都府下一だということで、保険料の比較はよくいただきました。今も質問をいただきますように、そういった介護サービスのやってるサービス料、その辺の比較というのは、見ていただいたら分かりますように、和東町の介護サービスにかかる経費というのは非常に高く、府下でも高いほうにあります。ということは、介護サービスを充実させているだろう。また、私はそのように理解しております。

思い返しますと、何年か前なんですけど、今、岡本議員が言われますように、介護施設に非常に重要だということで、わらくの誘致を図ったことがあります。ところが、1町ではなかなか来てくれない。だから、3町村の構成で和東町に誘致をしているわけです。理事会等には3町村の社協等も入っていただいております。ということで、広域でなかなか大きい施設はいけない。

ところが、それをフォローしていくのは、今ありました民間、こういう施設はいろいろ民間からも出てきております。当然、和東町でもされる方は応援していかなくやなりません。何しろ、それと先ほどの不足が出ているが、何か問題点が出てくる中では努力していかなくやならないんですけども、今、和東町の実態を見てみますと、介護サービスは府下でもトップクラスで、それだけかけてるということは、それだけ受けておられるだろうというように思っております。そういうことを考えていきます

と大事なことでありますが、そういうこともまず前提として実態として抑えていただきたいなというように思います。

それと、やはり今、岡本議員が言われますように、必要であれば充実させていくことはやぶさかじゃない。この辺の実態をもう少しこれからも見つめながら、そして、そういった民間のやろうとされる方の支援策も含めて検討していく必要があるかと思えます。そういう意味でご理解をひとつよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる施設とか、こういうものを新たにサービスをつくりますとね、例えば、また保険料に跳ね返るといような今の介護保険制度の構造的な欠陥と言いますかね、そういう利用者とか自治体のほうに負担がかかってくると、こういうような今の制度を国に対してちゃんと改善していただくと。

これだけ高齢化が進んでいる中ですから、国がもっと財政的にも支援をいただくということが基本だというふうに思いますけども、ただ、先ほど町長が、介護保険は高いということはそれだけサービスが充実しているみたいなことを言われましたけど、それはそう単純じゃないわけですよ。

いわゆる保険料が上がるときに理由として言われた施設サービスにかなりシフトされていっていると。ということは、地域の在宅のところでのサービスが弱いという表れでもあると思うんです。結局そこを飛び越えて、施設に行かないと支えられないというのが今の和東町の高い保険料をつくっているということでもありますので、単純に和東は介護サービスが充実しているとかいうことじゃなくて、地域で受け止める力が弱いということだと思えます。そこはしっかりと考えていただきたいというふうに思いますし、特養はありますけども、もう少し地域への展開というものもしていただく必要があると思えますし、地域サービスの充実というものにもっと貢献いただき

たいというのも私は思っております。

土地を無償提供して、それで来ていただいたという経過はありますけども、本来、民間の方がやろうと思ったら土地代もすごくかかるわけです。それをぜひお願いしたいということで努力もされて、無償で土地を提供したというのは、法人にとってみれば大変大きいことだと思うんですよね。そういう点では、その分、もっと広くサービスを展開いただくということもぜひ今後要望いただきたいというふうに思うんです。

最後に、福祉課長に確認だけなんですけども、今回、改正条例の概要の中に、前段はコロナの関係もあって、リモートも含めてやろうということは分かるんですけども、認知症対応型共同生活介護にサテライト型事業の基準を創設というふうに書いてあるというところをもう少し説明いただきたいのと、それから、今回、口腔衛生管理、それから栄養ケアマネジメントの充実ということが新たに謳われておりますけども、こういったことが入った理由というのを分かる範囲で説明いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、認知症対応型共同生活介護につきましてですけども、これにつきまして先ほどからご指摘いただいておりますように、和東町に直接の事業所はございません、につきまして、和東町でも他市町村で使っていただくということになってきます。

サテライト型の事業所というのは、部屋が別のところにできてるような形で建物は別なんですけども、その施設と同一基準、同一サービスの全く同じようなものを別のところにつくってそこで事業を展開するということで、本来でしたら建物を別で支店のような形でされますと、やはりその施設の基準等にもなってきたりとかして、同一経営でも若干変わったりとかもされるところではございますが、サテライトにつきましては同じような形でのサービス提供をするというところがございます。

次の口腔衛生の管理の関係でございますが、やはり口の中の衛生管理を強化して、そこからの栄養ケアマネジメントの充実を図って、施設入所者の方に、より健康な時間を長くいていただくということで、特に食というのは体をつくるための基礎となるものでございますので、まず、そのためには口腔ケアのほう、衛生管理をきちっとした中で、歯もなくならず、自分の歯でしっかり食べていけるための強化というところで、身体のための栄養のケア、これのための前段の口腔ケア衛生管理ということでございます。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

私のほうから1点だけ質問させていただきます。

こういう民間の施設、なかなかできないと思いますので、老人福祉センターの民間への貸出しというものはあり得るのかどうか。和東がどんどん高齢化する中で、これから施設がますます必要になってくると思いますので、その点について1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

公共施設を使っていたということなんですけども、過去と言いますか何年か前に話は浮上したことがあります。グリンティのところ、それも消えてしまったわけなんですけど、これは公共施設をもっと有効に使うという方法でどうあるべきかということとは、今、質問いただいたことも除外をするんやなしに、含めながら検討していくべきだと、このように思います。それも含めていろいろと考えていかなきゃならん問題

はあろうかと思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかに。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第24号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第24号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第25号 和束町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第25号の提案理由を申し上げます。

令和3年1月に「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、市町村の条例の改正が必要となったので「和東町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部を改正をいたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第25号の説明をさせていただきます。

議案第25号

和東町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年6月23日提出

和東町長 堀 忠雄

12枚めくっていただきまして、議長のお許しを得ておりますので、概要によって説明させていただきます。

和東町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 概要

#### 1 改正理由

介護保険法第115条の13の規定に基づく、指定地域密着型介護予防サービ

スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が、改正されたことにより、同法同条の規定に基づき、市町村の条例改正が必要となりました。

## 2 改正条例の概要

感染症対策の強化や高齢者虐待防止の推進のため、事業所に対して各種指針の整備や研修の実施を求める。

また感染症対策や多職種連携の促進のため、会議等において利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施することができることとする。

認知症対応型共同生活介護にサテライト型事業所の基準を創設。

他、改正に伴う所要の整備。

## 3 条例の施行予定日

公布日

以上でございます。よろしく願いいたします。

### ○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第25号 和東町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方



法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第25号 和束町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第26号 和束町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第26号の提案理由を申し上げます。

令和2年度に実施しました「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の介護保険料減免措置」について、令和3年3月12日付、国の事務連絡に基づき、令和3年度も引き続き同様の減免措置を実施することとし、「和束町介護保険条例」の一部を改正いたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第26号の説明をさせていただきます。

議案書をお願いいたします。

議案第26号

## 和束町介護保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年6月23日提出

和束町長 堀 忠雄

議長のお許しを得ておりますので、2枚めくっていただきまして、概要によって説明させていただきます。

### 和束町介護保険条例の一部を改正する条例 概要

#### 1 改正理由

令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症により著しく収入が減少した第1号被保険者の介護保険料減免措置について、令和3年3月12日付事務連絡に基づき、令和3年度も引き続き実施するため、条例改正が必要となりました。

#### 2 改正条例の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した被保険者に対し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の納期限の保険料を減免する。

他、改正に伴う所要の整備。

#### 3 条例の施行予定日

公布日。改正後附則第8条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

確認ですけれども、これは一応昨年度に引き続いてということでもありますけれども、いわゆる令和2年度においてもこれを適用されたケースですね、何件あったかもう一度確認したいんです。

それと、一応、減免を受ける際の基準として新型コロナウイルス感染症により著しく収入が減少したということになっておりますけれども、具体的にはどういう基準なのか改めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

昨年度、制度をお使いになられて対象になられた方につきましては37名ございました。昨年度のこの制度でございますが、これにつきましては、昨年度ではなく昨年の2月8日以降の納期限の方ということで元年度の保険料も一部影響しておりました。その方につきましても同数で、37名の方が減免の対象となりましたので、減免させていただいております。

これにつきましては、今年度も昨年度と同様の形でさせていただくんですが、新型コロナウイルスの関係での影響というのにつきましては、現実的に言いますと、市町村で特に和東町では自営業者、農家の方というのが大多数を占めるというところがございますので、これにつきましてはご本人が申請していただいた時点で、それをそのまま受理させていただくと。

国におきましても、これにつきましては当然のことではございますが、なかなか実際にそれが影響して減収しているかというのは調査のしようもございませんので、ご本人の申告に基づいて適用させていただくということでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

私が言ってますのは、私も去年の分とかで厚生労働省のほうの数字等は見てはいるんですけども、一定、収入がどんだけ減ったかという部分で、この場合は全額とか、この場合は半額とか、この場合は4分の1とかいうような基準があったと思うんですよ。そのことを聞いたわけです。

それはまた確認させていただきますけども、それで今年ももちろんより感染者が拡大しているという状況ですので、これがあって当然だと思いますけども、ただ、先ほども言いましたけども、令和3年度から保険料自身が和東の場合は大幅に引き上がったということで、要は、保険料自身は多いわけですよ。そういう点では、昨年より比べても負担が重くなっているというところから、その分、例えば半額といった場合になると、その場合は大きくなる面もありますけども、ただ、やはり払う額としては増えてくるという面もあると思うんですね。そういった、今年の和東町として大幅に引き上げた事情も配慮しながら、国のそういった減免というのに加えて、町としても昨年よりもコロナの影響が大きくなっているわけですから、その分、もう少し上乘せするであるとか、そういうようなお考えというのはないでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

減免の幅でございますが、8割もしくは10割減免という形をさせていただきますので、この減免の制度を利用できる方につきましては、ほぼほぼの減免制度になるかと思えます。

今、岡本議員からありましたように、今年度、確かに保険料、京都府で一番という金額で高くなっておりますので、この制度を利用できない方につきましてはそのまま今年度の保険料の適用ということになるんですけども、一応、コロナの関係で減収さ

れた方につきましては、最小で8割、最大で10割の減免の適用ということになっておりますので、住民の皆様には、これに関係する方につきましては一人の漏れもなく申請していただいて、この制度をご利用いただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、漏らさずという話もありましたけど、基本的に申請に基づくものでもあるので、対象になるのにそういった制度を知らないとかいうことがないように、周知のほうもぜひ徹底していただきたいというふうに思います。

それと併せて関連なんですけども、昨年、新型コロナウイルスの感染の絡みで、特に通所系のサービスを受けておられる方ですね、また、わらくのデイサービスとかショートとかも含めて、国のほうの対策で施設を支援するという意味なんですけども、介護報酬を引き上げられました。それはそれで仕方がないというか大事なんですけども、ただ問題は、その負担分を利用者が払うという措置を取られたわけです。要は、コロナの影響で報酬が上がった分を利用者が負担するというような措置を取られて、これは今も大きな問題になっております。

やはり介護保険料も大きく上がっている中で、この前、第3段階までぐらいですかね、一定、国のほうの傾斜した軽減制度というのも今年もありますけども、ただ、基準額の5の方でも基本的に非課税なんです。だから、そういう意味では、決して所得が多いとかいうわけではない方が大幅な値上げになっているというのが今年の特徴だと思うんです。

そういう中で、通所系サービスなどを利用される場合でも、従来より高く払わなくちゃいけないという状況が続いているというふうに思うんですけども、せめてこういった部分を、コロナの影響というのは利用者のせいじゃないわけですから、ですから、

やっぱりその分、国がやるのが本来当然ですけども、ただ、国がやらない以上は町としてその分ぐらいは利用者の負担転嫁じゃなくて、コロナの影響を受けているのは利用者も同じなわけですから、上がった分については町が補填するなりということをして今年はやっていただきたいと思うんですけども、これは町長いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

確かに、この制度については、私は町で考えなきゃならんと。そして、全てこの制度がいいのかということになれば、先ほど出ておりますように、もっと広域でやるようにしないと、市町村ごとによって保険料が違うというよりも、そういう要素が必要だろうというのが私のいつも思っているところであります。

ところで、そういう中で和東町はどうなんかと言いますか、先ほどと重なって恐縮ですけども、一つは、サービスというのは私の把握している以上は、先ほど言いましたように、ほかに比べても高い水準にあります。そして、それに対する介護保険料ですが、これは府では調べていただきますが、所得的な段階層というのは、高額のところはあまり出てこない、いわゆる構造的な問題があります。

そして、国から入ってくる制度、これは何でもそうですけども、目的税でなってるもの、それが一般税目でどう補填するか、これは限りがありますので、ここは目的税の趣旨を生かしていかなきゃならない。そのように考えますと、全て公約数的な考えが出てきます。そういう意味で、やはりここはもう少し知恵を出してやらなきゃならんところはありますが、そういう意味におきまして、構造的に今の介護保険制度は広域でやるのと市町村ごとにやるのと小さくやっていくのと非常に違ってくると思います。もっと広く平均化します。だから、私はそういう意味でもう少し平均化し、目的税と一般税との関係というのを国の中でも考えていく面はあるのかと思います。そ

ういう意味で公約数的な判断をしていかなきゃならない、こういう中でどうしたらいいかということのを常に考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

町長、私が聞いてることに答えていただけてないんで、勘違いされていると思うんですけども、保険料は高いですから、それはそれで対応いただきたいと。コロナの関係については、一人残らず、漏らさずにやっていただきたいということは言いました。

いわゆる広域でやれば何でも解決するというのは市町村合併と同じことで、いわゆる平成の大合併が成功したなんて言っている人はあまりいないと思うんですよ。それで財政がよくなったなんていうことはないでしょう。だから、そういう意味では、単に、大きくやればスケールメリットがあって何でもうまくいくなんていうことはないわけですから、大本は、国がお金を出し渋っているというのが原因ですから、そこを言ってもらわないと、国は痛くも痒くもないです。

広域でやりたい言うたら、どうぞやってくださいと言うだけの話ですから、もう少し本質を見た議論をしていただきたいと思うんですよ。何でもかんでも一つにすればうまくいくなんていうことはありませんから、そこはお願いしたいんです。

私が聞いてますのはね、関連して、要は利用料の話をしているんですね。要は、コロナで国が、施設が大変だから、その分、介護報酬を上げて支援しますと、ここまではよかったんです。だけど、介護報酬が上がるということは、その分、基本的には、利用料が上がるわけですよ。だけど、コロナの影響だというんだったら、利用者だってコロナの影響を受けてるわけですから、本来は国がその分を補填すればよかったんですね。だけど、補填せずに介護報酬を上げて利用料に跳ね返したということなんです。これは利用者にとってみたら何のことですかってなりますから、国がちゃんと補填すべきだけでも、やらないから、まずは町が利用者が負担する分、コロナの介護

報酬が上がった分ぐらいは負担にならないように、町としても補填を考えてもらえませんかということを聞いているんです。

これはなかなか施設にとってみてもね、これは利用者に同意を取るんですよ。上げてよろしいですかみたいな、国はそんなことを現場にさせるんですよ。これも本当にひどい話だと思うんですけど、利用者は、「うちは結構です」なんてね、いつもお世話になっているのになかなか言えません。国はそんなことを分かっている足元を見るようなことをしているんですよ。

そういう意味で、国にちゃんと補填せいということは言ってほしいですけども、ただ、今のことですから、町として、一番身近な行政として、その分ぐらいは負担が上がらないように配慮いただけないかということをおっしゃっているんです。

その辺、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、施設がコロナウイルスが原因で人件費がかかる、経費がかかる、だから対策ということでは、これは一時的な対策でありますので、今、岡本議員が言われますように、コロナが原因であれば、コロナというところで検討していく必要があるのかなという余地はあります。しかし、そういうコロナ対策をきっかけにこれから恒常的に上がるものをずっとその負担をしていくのかということには、施設を抱えているところもあれば、施設を抱えてないところもあつたり、いろいろありますので、一つの差しで測るとするのは非常に難しい問題があるのかなと。だから、一時的な対応と恒常的な対応、今回の場合は、これ以後、これが終わったら元へ戻すというものではないと思いますので、この辺が一番悩ましい考え方であろうかなというように思っております。



先ほど言いましたように、こういうのを全部町村で対応しようと思えば、町村規模があつて介護保険の会員によつても違ってきますので、そこで全部処理していくというのは、小さいことであれば大変になってきますので、この辺は広域的にやるべきだろうというように思います。

先ほど言いましたように、何でもかんでも広くやったらいいというもんじゃありませんが、サービスの負担は広くみんなでサービスするほうが、広い範囲でサービス料を充実さすというのは、私は方向としてそうかなと思います。この辺は私もそれぞれの保険業者とも意見を交わしながら、ここはもう少し私も研究してまいりたいというように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第26号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第26号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号 和東町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第27号の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令などが令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関連する和東町税条例の一部を改正する必要が生じたため、今回提案させていただいた次第であります。

どうか慎重な審議をいただきまして、ご承認いただきますことをお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、議案第27号についてご説明申し上げます。

議案第27号

#### 和東町税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年6月23日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただき、次ページをお願いいたします。

和東町税条例の一部を改正する条例案になります。

議長からあらかじめお許しをいただいておりますので、2枚めくっていただき、右ページにございます概要によりご説明申し上げます。

和東町税条例の一部を改正する条例 概要

#### 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和3年3月31日に公布されたことから、法及び政令の改正に合わせて改

正するものです。

## 2 改正概要

①非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しでございます。これにつきましては、令和6年1月1日施行となります。

②セルフメディケーション税制の見直しでございます。こちらにつきましては、令和4年1月1日施行となります。

令和4年度から令和9年度への適用年度の延長でございます。

以上、和東町税条例の一部を改正する条例 概要のご説明とさせていただきます。  
よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第27号 和東町税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

起立全員です。

したがって、議案第27号 和東町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時30分まで休憩をいたします。

休憩（午前10時18分～午前10時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第28号 令和3年度和東町一般会計補正予算（第1号）、議案第29号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第30号 令和3年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第31号 令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上4件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第28号から議案第31号の提案理由を申し上げます。

議案第28号 令和3年度和東町一般会計補正予算（第1号）は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴う感染拡大防止対策・経済対策として、新型コロナウイルス感染症検査費用助成金や新型コロナウイルス感染症対策地域支援補助金、新生児応援特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種事業などの推進とともに、近年にない大規模な凍霜被害を受けた茶農家を支援するための「凍霜被害茶園対策助成金」、移住定住や子育て支援を促進するため「子育て・三世同居等応援住宅総合支援補助金」の創設等において

議案第29号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、直診勘定における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、空気清浄機付エアコンや網戸の設置事業等において

議案第30号 令和3年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人件費や酸素・硫化水素濃度計の更新等において

議案第31号 令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、保険事

業勘定における国・府負担金等の返還金等において、サービス事業勘定における介護報酬請求ソフトの更新等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案書のほうを説明させていただきます。議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第28号

令和3年度和束町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,480万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月23日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

15款国庫支出金、4億176万2,000円、3,574万9,000円、4億3,751万1,000円。

16 款府支出金、1 億 6,202 万円、669 万 4,000 円、1 億 6,871 万 4,000 円。

18 款寄付金、1,000 円、6 万円、6 万 1,000 円。

20 款繰越金、500 万円、3,329 万 7,000 円、3,829 万 7,000 円。

21 款諸収入、2,188 万 9,000 円、350 万円、2,538 万 9,000 円。

歳入合計、33 億 1,550 万円、7,930 万円、33 億 9,480 万円。

1 枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2 款総務費、5 億 6,222 万円、1,035 万円、5 億 7,257 万円。

3 款民生費、7 億 1,949 万円、2,010 万 4,000 円、7 億 3,959 万 4,000 円。

4 款衛生費、5 億 600 万 3,000 円、889 万 1,000 円、5 億 1,489 万 4,000 円。

5 款農林業費、1 億 1,594 万 8,000 円、1,460 万 7,000 円、1 億 3,055 万 5,000 円。

6 款商工費、4,181 万 5,000 円、866 万 3,000 円、5,047 万 8,000 円。

7 款土木費、5 億 4,723 万 8,000 円、274 万 8,000 円、5 億 4,998 万 6,000 円。

8 款消防費、1 億 9,046 万 6,000 円、1,393 万 7,000 円、2 億 440 万 3,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書 No. 28、令和 3 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページにつきましては総括ということで議案書のほうと重複しますので、5 ページ、6 ページから説明をさせていただきます。

なお、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入でございます。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金、補正額 3 8 8 万 2, 0 0 0 円でございます。内訳といたしまして、1 節保健衛生費負担金ということで、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 3 8 8 万 2, 0 0 0 円を計上させていただいております。

同款、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金で補正額が 6 0 7 万 8, 0 0 0 円でございます。主なものといたしまして 1 節総務管理費補助金で 5 0 0 万 8, 0 0 0 円、このうち地方創生推進交付金（新商品開発助成）で 7 5 万円、また、伝統文化親子教室補助金で 3 7 0 万 8, 0 0 0 円を計上させていただいております。また、2 節戸籍住民登録費補助金で 1 0 7 万円、これにつきましては、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（窓口記載台の更新）ということで 1 0 7 万円を計上しております。

同款、同項、2 目民生費国庫補助金で補正額が 6 8 3 万円でございます。主なものといたしましては、1 節社会福祉費補助金、新型コロナ対応地方創生臨時交付金ということで 2 5 0 万円、また、2 節児童福祉費補助金で 4 0 5 万円、このうち低所得者子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金ということで 2 0 0 万円、また、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（新生児特別給付金）ということで 1 5 0 万円を計上させていただいております。

同款、同項、3 目衛生費国庫補助金で補正額が 3 9 0 万 9, 0 0 0 円でございます。

これにつきましては、1 節保健衛生費補助金で 3 9 9 万 9, 0 0 0 円、このうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で 2 6 8 万 4, 0 0 0 円、また、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（診療所環境整備事業）で 1 2 2 万 5, 0 0 0 円を計上させていただいております。

同款、同項、6目消防費国庫補助金で1,255万円の補正額を計上させていただいております。内訳といたしまして、1節消防費国庫補助金、このうち新型コロナ対応地方創生臨時交付金（コロナ検査費用助成金）ということで360万円、また同じく、地域支援補助金ということで796万円計上させていただいております。

続いて、同款、同項、8目商工費国庫補助金で補正額が250万円でございます。これにつきましては、1節商工費補助金ということで、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（事業者経営等相談事業）ということで250万円を計上させていただいております。

7ページ、8ページをお願いいたします。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金で230万円の補正額を計上させていただいております。これにつきましては、1節総務管理費補助金ということで、子育て・三世代同居等応援住宅総合支援事業費補助金ということで230万円を計上させていただいております。

また、同款、同項、5目商工費府補助金で256万2,000円。これにつきましては、1節商工費補助金ということで、きょうと連携交付金（ワールドマスターズゲームズ推進事業）、（マウンテンバイク活用促進事業）、（お茶の駅構想）ということで、計256万2,000円を上げさせていただいております。

次に、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、補正額が3,329万7,000円でございます。これにつきましては、1節前年度繰越金となっているところでございます。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入で350万円の補正額でございます。主なものといたしましては、2節雑入ということで350万円、長寿社会づくりソフト事業費交付金で100万円、建物災害共済保険料で250万円を計上させていただいております。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。



続いて、歳出でございます。

歳出につきましても主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、補正額が△571万8,000円。これにつきましては、職員人件費の減並びに12節委託料で121万3,000円、このうち庁舎周辺鳩被害対策委託料で101万3,000円を計上させていただいております。

同款、同項、2目企画費で1,515万8,000円の補正額でございます。主なものにつきましては、12節委託料256万円、生業景観PR動画作成委託料250万円、また、18節負担金補助及び交付金で1,120万円、これについては、主なものが茶源郷まつり補助金350万円、和束茶ブランド新商品開発事業補助金150万円、子育て・三世代同居等応援住宅総合支援補助金で460万円を計上させていただいているところでございます。

めくっていただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、1,255万2,000円の補正額でございます。これにつきましては、今回の機構改革に伴う職員人件費の増でございます。

また、同款、同項、3目老人福祉費で補正額が250万円。17節備品購入費ということで、車椅子対応の福祉車両の購入費用250万円を計上させていただいております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、補正額が370万円でございます。主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで356万6,000円、このうち低所得子育て世帯生活支援特別給付金で200万円、新生児応援特別給付金150万円を計上させていただいております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、補正額が 6 5 6 万 6, 0 0 0 円でございます。主なものにつきましては、7 節報償費 4 0 5 万 8, 0 0 0 円、コロナワクチン接種等謝金、また、1 2 節委託料 8 8 万 3, 0 0 0 円、これについては、コロナワクチン接種の予約システム委託料 8 5 万円でございます。

同款、同項、4 目環境衛生費で補正額が 1 1 0 万円。これについては 2 7 節繰出金ということで、下水道事業特別会計繰出金でございます。

1 5 ページ、1 6 ページをお願いいたします。

5 款農林業費、1 項農業費、4 目茶業振興費で、補正額が 1, 2 6 0 万円でございます。主なものにつきましては、1 8 節負担金補助及び交付金ということで、茶源郷交流エリア茶文化発信まちづくり事業助成金で 6 0 万円、凍霜被害茶園対策助成金で 1, 2 0 0 万円を計上させていただいております。

次に、6 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費で、補正額が 4 8 3 万 1, 0 0 0 円。このうち主なものといたしまして 1 2 節委託料で 2 5 0 万円、コロナ対応事業者経営等相談事業委託料 2 5 0 万円、1 8 節負担金補助及び交付金で 2 3 3 万 1, 0 0 0 円、これにつきましてはお茶の駅構想プロジェクトの関係で計 1 4 5 万円を計上させていただいているところでございます。

同款、同項、2 目観光費で補正額が 3 8 3 万 2, 0 0 0 円。主なものといたしまして、1 2 節委託料で 3 6 7 万 4, 0 0 0 円。マウンテンバイクコース補修委託料 1 8 0 万円、ワールドマスターズゲームズ向け利用促進等運営事業委託料で 1 8 7 万 4, 0 0 0 円を計上させていただいております。

7 款土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費で、補正額 2 5 0 万円でございます。これにつきましては 1 2 節委託料ということで、1 月の町営住宅の火災の修繕料にかかります工事設計委託料 2 5 0 万円を計上させていただいております。

1 7 ページ、1 8 ページをお願いいたします。

8 款消防費、1 項消防費、3 目消防施設費で、補正額が 1 5 7 万 3, 0 0 0 円。こ

れについては、14節工事請負費ということで、府道木津信楽線の地下式の消火栓の移設工事にかかります工事請負費157万3,000円を上げさせていただいております。

また、同款、同項、5目災害対策費で、補正額が1,236万4,000円。これについては、17節備品購入費で80万4,000円、備品保管倉庫ということで、防護服の備品の保管倉庫ということで65万円、また、18節負担金補助及び交付金で1,156万円、これにつきましては、新型コロナウイルスPCR検査の費用の助成金で360万円、また、新型コロナウイルス対策地域支援補助金という形で796万円を計上させていただいております。

19ページ以降につきましては、給与費明細を載せさせていただいておりますので、また、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

続きます、私のほうから、議案第29号につきましてご説明申し上げます。

議案書をよろしくお願いいたします。

議案第29号

令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億210万円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額

並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月23日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入からでございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

5款繰越金、80万円、17万5,000円、97万5,000円。

6款繰入金、3,531万円、122万5,000円、3,653万5,000円。

歳入合計、1億70万円、140万円、1億210万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1款総務費、7,133万1,000円、140万円、7,273万1,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.29 予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額17万5,000円、1節前年度繰越金でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額122万5,000円、1節一般会計繰入金でございます。一般会計繰入金として新型コロナ対応ということで122万5,000円の補正でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額140万円。内訳といたし

まして、人件費に係る部分と14節工事請負費として122万5,000円でございます。こちらにつきましては、冒頭、町長からの提案理由にもありましたように、新型コロナウイルス感染拡大防止のための空気清浄器付エアコン3台でございますが、その設置と網戸の設置にかかる工事費でございます。

次ページ以降に給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、議案第30号についてご説明させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第30号

令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,350万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月23日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正の第1表 歳入のほうからご説明させていただきます。

5款繰入金、補正前の額1億5,047万9,000円、補正額110万円、計1億5,157万9,000円。

歳入合計、2億8,240万円、110万円、2億8,350万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、補正前の額3,427万3,000円、補正額95万円、計3,522万3,000円。

2款管理費、補正前の額7,825万7,000円、15万円、7,840万7,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

それでは、資料No.30 予算に関する説明書をお願いいたします。

4ページまでにつきましては省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

5ページ、6ページをお開きください。

2. 歳入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。補正額110万円。これにつきましては、一般会計からの繰入金となっております。

おめくりください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。職員手当の組替え等によります補正でございます。

2款管理費、1項施設管理費、2目管渠管理費でございます。17節備品購入ということで、器具の購入を15万円計上させていただいております。この器具につきましては、マンホールポンプに入る際の有害ガス探知機でございます。

このページ以降につきましては給与費明細を添付しておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第31号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第31号

令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,670円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ696万円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月23日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

9款繰越金、1,000円、1,560万円、1,560万1,000円。

歳入合計、7億1,110万円、1,560万円、7億2,670万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも歳入と同様の説明をさせて

いただきます。

7 款諸支出金、7 2 万円、1,5 6 0 万円、1,6 3 2 万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 N o . 3 1 予算に関する説明書、令和 3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（保険事業勘定）で説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページは総括でございますので省略させていただきます。5 ページ、6 ページをよろしくお願いたします。

まず、歳入でございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 1,5 6 0 万円、1 節前年度繰越金でございます。

おめくりいただきまして、続きまして、7 ページ、8 ページ、歳出でございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額 1,5 6 0 万円。これにつきましては、2 2 節償還金利子及び割引料といたしまして、国・府への返還金でございます。

それでは、議案書のほうにお戻りいただきまして、先ほどの事業勘定の続き、サービス勘定でございます。

まず、第 1 表 歳入でございます。

1 款サービス収入、3 3 6 万円、6 万円、3 4 2 万円。

歳入合計、6 9 0 万円、6 万円、6 9 6 万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、5 6 7 万円、6 万円、5 7 3 万円。

歳入合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

それでは、資料 N o . 3 1 予算に関する説明書、令和 3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（サービス事業勘定）をよろしくお願いたします。

1 ページ目から 4 ページ目までは総括でございますので、省略させていただきます。



て、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目居宅支援サービス計画費収入、補正額6万円。これにつきましては、1節居宅支援サービスの計画費収入でございます。

おめくりいただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額6万円、17節備品購入費といたしまして介護報酬請求ソフトの購入費で6万円ということで計上させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。最初に議長からお願いしておきます。

最初に、会計区分と何ページのどの項目かを説明していただきながら質問をしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、質疑を行います。

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

それでは、質問させていただきます。

一般会計補正予算のまず10ページでございます。

ここに子育て・三世代同居等応援住宅総合支援補助金ということで460万円ございますが、これについての内容を詳しく説明をお願いしたいんです。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

460万円の事業内容でございますが、移住・定住を促進するため、また、新婚世帯・子育てということで、多子世帯・三世代の世帯に対しまして、生活に必要な不可欠でございます住宅確保に係る支援を総合的に実施しまして、経済的負担の軽減を図ることを目的に、今回予算を上げさせていただいております。

1点目につきましては、新婚世帯に対する支援でございます。

本年度中に婚姻届を提出されまして受理された夫婦で、夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得が400万円の世帯につきまして、新規の住宅を購入する際、また新規の住宅を賃貸される賃料・共益費・仲介手数料、それからまた引っ越し費用に対しまして、国の制度でしたら上限30万円が支援されます。京都府以外の他府県から移住されましての場合は倍増ということで、60万円の支援がございます。この部分が1件と、もう1点につきましては、子育て世帯のうち多子世帯が移住または三世代が同居、または近居する世帯を対象としています。

多子世帯につきましては、18歳未満の子供が3人以上の世帯ということで、妊娠中の子供も含んだ多子世帯に対する支援、また三世代同居・近居する世帯ということで、三世代が同一の市町村に居住されておられる場合は2キロ以内に居住される場合、また、親子と祖父母が他市町村に居住されている場合は、同じ市町村に居住、または直線距離で2キロ以内に居住された場合ということで、年収が750万円未満の世帯を対象として支援させていただきます。

支援の内容につきましては、リフォームの工事費用、住宅の購入にかかる仲介手数料、住宅の家賃の仲介手数料ということで、リフォームにつきましては100万円、住宅の仲介手数料が40万円、住宅の家賃支援が5万円ということになっております。

京都府圏以外の他府県からの移住者の場合は倍増ということで、リフォームの場合でしたら200万円になります。今回このリフォームの支援200万円の2件分、先ほど申し上げました新婚世帯1世帯ということで予定しまして460万円を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

今回、移住・定住促進ということで、こういった制度を設けられたということでございます。例えば、賃貸の移住者でこの賃貸に住まわれると。これについての補助なんですけど、定住する年数制限とか、そういったものはあるんですか、ないんですか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

一定、現在考えておりますところは、今、他町村にもいろいろな事例がございますので、最低でも5年を予定しているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

その5年の間にしっかりと町になじんでいただいて永住していただければいいことかなというふうに思います。

続きまして、一般会計の16ページの凍霜被害茶園対策補助金についてでございます。

これについて、被害を受けられた方、本当に大変な状況だったと思います。お気の毒だなというふうに思っているわけですが、これについての被害を受けられた世帯数、それと補助の内容について詳しく教えていただきたい。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

失礼いたします。

高山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

このたびの凍霜被害におきまして、町からの支援策として、茶生産農家の皆様を支援するため凍霜害茶園の樹勢回復に当たる肥料に関する費用を助成させていただきたく、今回の補正予算に計上をさせていただいております。

約300ヘクタール分の被害面積に対しまして、10アール当たり4,000円の肥料代を助成するというものでございます。

肥料につきましては、茶栽培形態を問わず、茶園の樹勢回復には必ず必要となるものでございます。農作物等災害対策事業といたしまして、茶生産農家が組織を構成されている和東町茶業部会様を事業実施主体といたしまして進めていきたいと考えております。

J A茶業部会様におかれまして、4月に茶園の被害調査をされています。その結果、件数約200件の茶農家様より被害面積計285ヘクタールの報告があったことを伺っております。町におきまして調査把握いたしました面積とほぼ合致しておりますことから、現在、京都やましろ農業協同組合和東町茶業部会様において報告を受けておられる面積をベースに助成を行いたく考えております。詳細につきましては、今後、茶業部会様と話し合いをさせていただきたく存じます。約200件の茶農家様から被害報告が出ているという状況でございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

J Aの茶業部会さんのほうで主体となってされるということでございます。

200件ということで、町内全体の茶農家さんですね、この全体から見て200件

というのは何%ぐらいになるんですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

はい、お答えをさせていただきます。

昨年度、コロナ対策の一環で行わせていただきました茶業経営支援の申込みのほう  
が210件ございました。その件数から現在210件茶業経営をされている農家さん  
がいらっしゃるかと把握しております。計算をいたしますと、約95%の方が被害報告  
をされているという状況でございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

95%ということですから、ほとんどの方が被害を受けられているということでご  
ざいます。

令和3年2月16日の農林水産省経営局長から各都道府県に向けて、新型コロナウイルス  
感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農業経営収入保険の保険料等補助に  
ついてということで連絡が入っているんですね。各都道府県からまたそれぞれの市町  
村のほうにもこの旨の検討が行われるように働きかけてくださいとなっているんです  
が、本町においてこういった検討はなされたのかどうか教えていただけますか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

はい、お答えをさせていただきます。

今、高山議員のほうからございました収入保険の関係についてでございますが、現

在、本町におきまして約90件の青色申告をされている方がおられると把握しているところでございます。うち60数軒の方が既に収入保険に加入されているということで把握をしております。

今ございました収入保険加入への推進につきましても大切なことだと認識をしております。この収入保険制度につきましては、平成31年度から始まりました制度でございます。内容につきましては、約1,000万円の基準収入がある農業者様につきましては、掛け捨ての部分の保険料といたしまして約7万円、積立分の掛金といたしまして23万円、約30万円を掛けていかなければならないということで聞いております。基準収入にもよりますが、現在、掛け捨て部分につきまして補助をするということではなされているほかの市町村もあるということは伺っております。

本町におきましても検討事項ではあるとは存じ上げますが、やはり白色申告の方等もでございます。今現在では、特定の方への支援というようなことにもなろうかと思っております。今後考えていかなければならないことではあるとは存じ上げますが、現在につきましては検討のほうはいたしていないところでございます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁する場合は挙手をしてから指名しますので、それから発言してください。

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今、多分これまで検討されてないということかなというふうに思います。

ただ、今回の凍霜被害、去年は新型コロナの影響での減収ですね。その前の年が遅霜の関係で、3年間連続、茶業の関係の方にこういう支援をされてるわけですが、今回までは国からの臨時交付金があるので、そういった支援も賄えていけると思うんですが、今後、やはり自然環境ですから、そういった被害というのも予想もされるわけですね。

そういった中で、国からのそういった補助がなければ、全て町の財政の中から負担しないといけないということになってくるわけですが、やはり本町の財政状況から見て、今後、非常に大きな負担になっていく可能性がある。そういう意味では、このお茶の事業者、農業者の方にそういった収入保険のほうに加入していただけるような本町としての働きかけ、またアドバイスも含めてすることによって、今後の町の財政の安定化につながっていくのかなというふうに思うんですが、多分、補助となりますと、掛け捨ての部分の補助ということで、例えば、新規の加入者に対して掛け捨ての部分を補助するとか、そういった形で、せっかくそういう保険制度があるわけですから、そこに誘導していくとか、そこにつながっていくような進め方というのを考えていったらどうかなというふうに思うんですが、町長、ご答弁お願いします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

高山議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この制度は、今、質問にありましたように収入保険でありますので、掛け捨ての2分の1とか、そういう制度というのは検討はできる。ただ一つ、今、この制度を見ておきまして、もう少しコミュニケーションとか理論武装していかなきゃならないのは、和東町は200余りの世帯があります。そして、青色でやっていかなきゃならない。5年前から青色申告していると。今回は1年でもいけますよということで、補償は1,000万円と言っていました、落ちます。そういう制度であつたら、今のところは青色は90人戸数あるところへさっきの200の中で90、そして60余りが入っておられると、こういう実態でありますね。ここを白色にしたかて1年は該当になるんです、今のところ。ところが、その辺の多いものですから、このところを少し理論武装しないじゃなしに、もう少しこの差をどうするとか、この辺を和東の場合は白色の部分が多いものですから、このところを理論武装しなきゃならんと。

今、言われましたように、例のいわゆる青色申告を奨励していくという立場だとか、一過性の中で1年だけ半分だけ補助をすると。そして加入をしてもらって、次からやっってくださいと言うのか、この辺もいろいろありますので、今お尋ねいただいておりますのは大事だと思っておりますので、そういった点の理論武装をしているということですので、ご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

高山議員、最後の質問になります。

○2番（高山豊彦君）

確かにそういうことなんです。今後、今、保険を掛けられた、その後、そしたらどうするのかという課題は残ります。ですから、そこは整理していただかないといけないところではあるんですが、やはりそういったせつかく保険制度があるわけですから、そちらのほうにつなげていくようなアドバイスというのにも必要なと思いますし、青色申告についても、やはり白色申告にしても、そんなに作業的には変わらないだろうと思いますので、そこについてはそういう形でお願いしたいと思います。

もう1点、最後ということですので、18ページなんですが、今回、新型コロナウイルス対策地域支援補助金ということでございます。これは先日の総務厚生常任委員会の中でもお願いさせていただいた、今回、全国的にもいろいろ課題になっていますけども、生理の貧困という形で、コロナ禍の中で収入が激減した中で、そういった生理用品の購入ができない方もおられるということで、我が党の公明党の議員が国のほうへ働きかけをして、今回、国のほうでもこれに係る地域支援補助金という形で出るということになったということを知っています。

今回の18ページにある地域支援補助金については、そういった活用のものなのか、総務常任委員会の中では備蓄品としての購入ということをお願いをしたわけですが、今日の京都新聞の中でも精華町のほうでそういった生活困窮者の方に配布するという



ようなニュースもございました。いろんな自治体の中でそういった世帯の方に配布するとか、また学校のほうに置くとか、保健室で管理されてそこで渡すとか、いろんな形を取られているところがあるんですが、そういったことも含めて796万円の補正なのどうか、その内容について教えていただきたい。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス対策地域支援補助金の関係でございますが、これにつきましては、和東町では15の地域がございます。区と呼ばれる地域でございますが、その区長さんと和東町が一緒になって、高山議員がおっしゃるように、地域のコロナ対策につきまして、どう発展させていこうかという中で今回メニューを組ませていただいております。

一応、世帯当たり5,000円を上限にということの補助制度でございます。区長さんにおかれましては、地域の実情で、例えば、公民館の空調施設の整備であったり、また網戸の設置であったり、コロナ対策としていろんな要望をいただいております。和東町と区長さんと協力をしながら、コロナ対策として地域に応じた対応を図ってまいりたいという形で考えている補助金でございます。

なお、高山議員からありましたように、生理用品につきましては、学校のほうにつきましては相楽東部広域連合でございますので、当然、予算が上がってくれば私どものほうは承認させていただく予定でございます。

それと、和東町の備蓄品ということでございますので、それにつきましては、先般、自動体温計であったり、また、空調設備の関係で入札残が出ておりますので、そういう部分でもって対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時24分～午後1時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、まず初めに、直接、今回の補正とは関係がないんですけども、いわゆる水道料金の問題です。

今回、簡易水道会計の補正がないということと、一般会計にも取り立てて関連するところがないので、質疑のほうは控えさせていただきたいとは思いますが、先日の一般質問で9月議会にも改定案を提案されるということが示されましたので、それに向けて幾つかだけ要望と言いますか、確認だけさせていただいて、その答弁だけいただきたいというふうに思います。

4点あります。

1つは一般質問でも申しましたが、水道委員会の公開制の確保ということです。

いわゆる今の水道委員会では会議録も取っておられませんし、公開もされておられません。資料等も公開もされておられません。傍聴もできません。やはり、今、原則公開という、いわゆる一般的な情報公開の流れがある中で大変逆行した状況でありますので、次の値上げ案を諮問されるとき水道委員会については、そういうことができるように直ちに町の責任でそういうふうに改善いただきたいというのが1点です。

それから、2つ目には、決まったことを住民に説明するのではなく、いわゆる案として出されている分を事前に住民に説明する情報開示を行う、また意見を聞く、そういう場を持たれる、そういう予定はあるのかどうか、2点目です。

3点目は、議会に対して、いわゆる9月議会にならないと説明しないじゃなくて、

議会の求めがあれば積極的に情報を提示し、説明を行う機会を持つということは当然だと思いますけども、その辺のお考えをお聞きしたい。

最後に4点目ですけども、ちょっと気になっているんですが、この前いただいた資料は、いわゆる値上げを前提にした今後の会計上の見通しについての資料はいただきましたけども、もともと経営戦略というのがあったと思うんですね。いわゆる平成28年度末に25%の値上げということを前提にした経営戦略の計画を持たれました。公表もされました。しかし、その後いろいろと事情も変わりまして、会計の方向性も変わったと思います。ということは、その大本になる戦略自身も改定されていると思います。それをまだ全然見ておりません。ですので、値上げとかいう以前に、まずは経営戦略について見直しを行うはずですから、それをちゃんと公表いただいて議論にのせていただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今、岡本議員からいただきました4点の件でございます。

水道委員会の公開制については私の一存ではいきませんので、委員各位にお諮りさせていただいた上で、できるだけ公開ができるような方向性の中での調整をしたいと私も思いますので、その辺についてはご理解願いたいと思います。

次に、決まったことを示すのではなくという点でございますけども、先ほど岡本議員が言われましたように、ここに来ていただいている議員の皆様におかれましては、住民の代表ということでここに来てもらっております。それと同様で、町長が任命した水道委員が住民の代表ということになりますので、その形で委員会を持って進めさせていただきたいと思っております。

それと、9月議会までに情報の開示はないのかという話でございますが、これにつ

きましては、5月25日の水道委員会の中で、コロナ禍でもあり、水道料金を改定するという自身についてのいろいろな議論があるだろうということで、次回の6月定例会の前に行われる委員会で改定案を議会のほうにも示すべきではないかという意見が出ましたので、それを示させていただいたのが前回の案でございます。この案をもって今後諮問・答申になるのか、また、委員会の中でもう一回もみ直しになるのかというのは、委員のご意見を賜った上で動いていきたいというように思いますので、その辺につきましても手順どおり進みたいと思っておりますので、その中で議会のほうからの説明を求められる部分については答えられるように私のほうも努力させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、経営戦略についてでございます。

確かに、28年の経営戦略で改定幅を決めた中で事務を進めてまいりました。その中で水道法の改正がございまして、経営戦略を見直さなきゃならないということでございます。

今回、経営戦略を見直していないのかという質問でございますが、経営戦略につきましては、今、見直しをかけようという努力をしているところです。ただ、法上の関係がございまして、令和5年から企業会計への移行ということもございまして、このあたりの部分が現段階では明確になっていないということで、収入財源のほうの水道料金以外についての入がどのようになるかというのがまだほとんど見えてきておりません。

特に気になっている部分につきましては、公料金対策の交付金でございます。これが大きなウェートを占めておりまして、このウェートが崩れますと恐ろしい赤字が発生するという状況にあります。

今、177円ぐらいを基準とされています、和東町の水道料金が199円ぐらいになっておりますので、この差額を公料金で賄っているという状況がございまして、この公料金対策という交付金が今後、企業会計の中でどのような形になって表れてくる

のかというのが現段階では見えておりませんので、経営戦略につきましては、企業会計の運営が長期にわたりスムーズにいくような形での経営戦略を立てたいということで、現在、暫定的に令和5年、併せまして10年の改定の中で安定に近い状況の運営をしていきたいということで、先日示させていただきました表に書かせていただきました数値を元に料金改定を進めているところでございます。これにつきましても困難な状況であるということをご理解願いたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

答弁は求めませんが、今の答弁に対しては、一つは、水道委員をもって住民代表ということにはなりません。いわゆる水道委員会には出ていただいて、住民を代表して議論をされているかもしれませんが、全ての住民の方が水道委員に値上げを一任しているわけではありません。これはほかの介護保険であったりとか、いろんな計画を立てるときに委員がおられてもパブリックコメント等をされてるはずですから、水道委員の議論は議論しても、それについて払うのは1人1人の住民ですから、やはりちゃんと1人1人の住民に対して情報開示して意見を聞くというのは当たり前前の話ですから、そこをちゃんと踏まえて、それは必ずやっていただきたいというふうに思います。

それと、経営戦略についてはいろいろ言われましたけども、値上げというのは一つの表れであって、大本にあるのは経営戦略なわけですよ。そこを示さずして料金だけこだけ上げますなんてことはあり得ないわけです。ですから、やはりそういう経営戦略がまとまらないうちに値上げだけ先行してするなんていうことはあり得ない話ですから、まず、経営戦略を見直すのであれば見直したものをちゃんと出していただいた上で説明いただきたいと思いますので、順番を間違えないでいただきたいなと思いますので、それもできないんだったら、9月に提案なんていうことは絶対しないで

いただきたいと思しますので、これは強く要望しておきたいと思します。

それでは、一般会計のほうですけれども、先ほど高山議員からもありましたが、16ページの凍霜被害茶園対策助成金についてですけれども、課長にお聞きしますけれども、今回1,200万円の全体の予算になっておりますけれども、また10アール当たり4,000円の肥料代補助というふうに伺っております。そこで、一応200件ぐらいの農家を対象ということですが、大体割れば分かる面もあるんですけども、大体、農家当たりどれぐらいの補助になるのかという見通しについて伺いたいのと、それから、昨年の農家への支援金のおきに210件の申請があったと。そのとき課長が、JAの茶業部会等を通じてという話もありましたけれども、そこに必ずしも入っておられない方も若干おられるということで、そこへの個別の対応もしていきたいということでそのときも言われておりましたが、その辺についてはどのように対応されるか、その辺を併せてお願いします。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

午前中の答弁の際には挙手をせずに発言をしてしまい誠に申し訳ございませんでした。

ただいまの岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

支援策につきましてどのようなものか考えました。このたびの支援策では、一部の農家を対象ということではなく、なるべく幅広く少しでも多くの方に支援をさせていただきたいと思っているところでございます。

このたび約200件の方々を対象に1,200万円の補正を計上させていただいております。10アール当たり4,000円ということでございますので、それを計算いたしますと、1人当たり約1.5ヘクタール、150アールとなります。そこに4,000円を掛けますと、1人当たりはおおよそ6万円の助成金額ということとなりま

す。

続きまして、個別の対応につきまして答弁をさせていただきます。

お茶の出荷に当たりましては、茶業部会に入られている方がほとんどとは存じますが、今、岡本議員のほうからもございましたとおり、入らずに茶生産、出荷されている方もおられると存じます。その方々を対象に、広報紙れんけい7月号に助成についての記事を掲載する予定をしております。お問合せ・相談対応の準備をさせていただいております。丁寧に対応するつもりでおります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

ぜひ、丁寧な対応のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それで、先ほどもありましたけれども、今回はいわゆる被害に遭った茶園の樹勢回復ということで、それに必要な肥料の費用の補助をするということでありまして、これ自身は大変大事なことだというふうに思います。

ただ、やはり先日も課長も言われていましたように、本当に今回これまでにない被害だと。質的にも量的にも大変大きな被害になっているということもありますし、先ほど来、いわゆる去年のコロナであるとか、その前の晩霜被害も含めて3年連続して大きな被害を受けてる中で、どう農家を支えるかということではいろいろと考えられているとは思いますが、先ほど高山議員のほうから収入保険の加入を促進する上で町の支援などないのかということもあったんですけども、収入保険そのものはそれとそれとして、使えるのであれば大いに使っていただけたらいいというふうに思いますし、入れる方があるのであれば入られたらいいというふうに思うんですけども、ただ、やはりこれがあるからといって全て万能ではないと思うんですね。やはりこの間の農家の話を聞いておりましたが、今、大事なのが生産費全体の問題ですね。それから、所得の問題、そういったところをどうこういったときに支えられる仕組みがあ

るかということが今後大いに議論されなくちゃならないんじゃないかというふうに思っています。

先日も言いましたように、当面は、被害に遭った後のフォローというだけじゃなくて、やはりそれまでに投入した分についての経費の一定の補填であるとか補助、または昨年のコロナのときにあったような高収益対策ですね、そういったような一定まとまった直接支援というのにも必要になっているというふうに思います。

町長にちょっとお伺いしたいんですけども、この間、町としてこういうことを考えていただくほかに、やはり国や京都府にもこういう実情を訴えていただいて、何らかの要望をされていると思います。具体的にはどういう要望をされているのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

まず、農家がこういう時期ですので、コロナに負けない、そういった元気に持続できる、これからも農業として持続できるような形をどう大事にしていくか、そういうところを中心にして考えております。だから、一時の問題もありますが、これを機会に一つの制度が継続する場合があります。そういう意味では、先ほど朝からの質問がありました収入の所得の共済保険ですね。これも私も高山議員の質問に答えさせていただきましたように、二通りがありまして、朝も説明してダブって恐縮ですけども、こういった国の制度そのものが和東町に当てはめたときに、これがその趣旨どおり説明できるかというのは非常にしんどいところがありますので、国の制度ができたかて和東町に合うものとして理論武装、これはしないじゃなしに、きちっと整理していこうという立場であります。

また、和東町の事情をきちっとまとめて国のほうにも訴えております。それはこれ



からもこういう急傾斜地で後継者対策が大変な特産地を維持していく立場と、そういう観点からどうしていくべきかという施策を国のほうへ具体的などころはいろいろありますけども、そういうことを中心に訴えている。いわゆる地域ブランドをどう確立して、そして農家がいつまでも元気でやっつけられるか、この辺を国のほうへ訴えながら、今、進めているところであります。そういうことをご理解いただきたいと思えます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

あまり具体的なお話がなかったので残念ではあるんですけども、先ほども言いましたけども、収入保険というのは、私もいろいろと質問を準備する上でどういう仕組みなのかというのを勉強させてもらったんですけども、基本的に、これは経営保障ではないんですね。保険ですから、要は農家の備えであって、いわゆる収入ですからね。

収入というのはどんだけ生産費を入れても、その分全部返ってくるかというところじゃなくて、あくまで売れたもんです、それに対して5年間で基準額を設けて、その何割かをもつというのが収入保険なわけなんです。

保険ですから、もしこういうことが続けば、結局、保険料の問題にもなりますし、それから収入が減っていけば基準額もどうしても減ってきますよね。そうすると、やはり受け取る額もどんどん減っていくということになります。そうすると生産費をどう賄うかということとはなかなか難しい問題にもなっていくというふうに思うんですね。

ですから、これはこれで別に否定する必要はないんですけども、やっぱり単なる農家の自己責任とか備えというだけじゃなくて、どう大本からというんですかね、農家を支えていくかということが、今後、町としても府や国にも要望いただくところじゃないかというふうに私は思っているんです。

そこら辺を町長、先ほどあまりよく分からなかったんですけど、この前、水道の問題でちょっと言いましたけど、いわゆる京都府との太いパイプをお持ちなんでしょう。あれだけ大々的にチラシで西脇知事も並んで写真を撮られて、この人と一緒に茶源郷和束を盛り上げていくんだと、お茶を守っていくんだというふうに宣伝されて、それで撮られたわけですから、こういう困ったときに京都府が口ではお茶の京都とか言って、茶畑の景観がどうだとか、お茶がおいしいとかいうことは褒めていただいて、具体的な支援がなかったら保たれないわけですから、こういうこれまでにない被害だというふうに言われている中ですから、今こそ京都府西脇知事との本当に太いと言われているパイプですね、今これが試されているんじゃないですか。

結局、何もなかったんだなというふうに思われたいためにも、具体的に京都府にこういうことを要求していきますと。できるだけ直接、去年のような厚い支援を限定的にでもやっていくということぐらいは要望してもらわないと動いてもらえないんじゃないかと思うんですけども、その辺もう一度どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほども答弁させていただきましたように、要望の中に振興策と支援策があります。そして、振興策にしてもいろいろあります。先ほど地域ブランド形成なんて言いましたが、それがあります。

それと支援策、この支援策は、行政だけでやれるものと、農協とか、そういう農家の組織と一緒にタイアップするものがあります。今の所得支援というのは、これは前々とき村山議員からもご質問をいただいたと思いますが、利子補給とかいろいろありますが、今回強く要請していく中では、コロナとか凍霜害は無利子でやっていこうと。凍霜害の時期とコロナの時期は対応の期間に長短があるんですけども、そういう制度も生まれてきているんですね。それと、去年から取ってきているように、プラス国の

上乘せとか、そういう施策も入ってきております。それと、直接和束を通じて国へ、府へ上げておられる農家もたくさんあるわけですね。そういう支援策というのは、私どもこれこれというのはあるんですけども、やはり細かい具体策については農家、特に山なりの厳しい茶畑を維持している、こういったことが持続できるような支援策をお願いしたいと、こういうように申し上げてきました。そういう中で、広くいろんなところでそういう積極的な施策というのは、国も府も今やっていただいておりますと私は理解しております。

今も言われたように、具体的にどういう制度か。さっき共済の保険の話もありましたが、これは私どもは止めているわけではありません。きちっと説明できるような形を取っていかなきゃならん。

朝も申し上げましたように、一つは、青色申告をしないといかんということになるんでしたら、青色申告を促進していくという立場で応援していくことになるだろうと。もし、コロナの所得保障ということはどうするかと考えていったらこれいいと言ったかて、200件の農家がありながら現在60戸、90戸の対象になると。あとの110戸の対象をどう考えていくか、ここをやっぱりきちっと説明しないと、末端のところになかなか行かないと。

今、申し上げているのは、青色だけでいけと言われたかて、今、言われたように5年間継続ですけども、一旦入ったら1年でいけます。そして、1年前の所得は去年の凍霜害より低い水準です。これの保障をどうするか。この例外をどうつくるか、この辺のところを国・府に強くお願いしていかなきゃならないわけです。

だから、今、言いましたように、そういうところがもう少しやりながら、きちっと説明できるような形を取っていくと。だから、まだこの補正が今100%じゃありません。続いて継続させておるんですけども、そういう中で、府とも、国とも、いろんな共済組合とも、農協ともいろいろ連携を取りながら、そして、いい方向を見つけ出そうと今、努力しているところです。そういう中で必要であれば予算化していく、また

補正でお願いしたいと、こういう形になろうかと思しますので、その点、一つ一つ申し上げていくと大変なことになりますけれども、その辺の考え方でご理解をひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、町長が言われたように、私は収入保険のことを聞いているわけじゃないんだけど、そもそも収入保険に全員が加入するという前提に立ってないですよ。保険金も高いですから、いろんな意味で入れない人もいますよ。ですから、そういう意味では、そこだけで全部できるものじゃないんです。だから、農家全体をどう支えていくかという制度をつくっていくということが大事ですから、そこをぜひ国や府にも強く要望いただきたいと思いますし、もちろん町としてもできることはまだあると思いますから、町としての知恵も絞っていただいて、いろんな制度の上乗せも含めてぜひやっていただきたいというふうに強く要望していただきたいし、また、9月議会に向けてもさらに追加も含めてぜひ検討いただきたいというふうに思います。

次に、18ページですけども、災害対策費の中で新型コロナウイルスの検査費の助成金が今回360万円計上していただきました。その部分なんですけども、改めて、今回の補助の内容について説明のほうをいただきたいというふうに思いますし、今回の補助の考え方ですね、要は、今回、個人への補助ということになっておりますけども、どういう狙いがあったってこういうことを、今、具体化していただいたか、今から説明いただきますけども、そういう仕組みにした狙いですね、それも含めて説明いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、PCR検査費用の助成金ということで360万円、予算を計上させていただいております。根拠につきましては、3分の1、個人負担で、3分の2につきましては和東町が負担をするということで、300名分を考えております。検査対象につきましては、和東町に住所を有する方、住民票のある方でございます。

昨年の2月以降、新型コロナウイルスにつきましては蔓延がなってきました、和東町でも4月に初めて陽性の確認がされまして、現在9人の方の陽性患者の報告がなされているところでございます。

その中で、当然、保健所を通じて濃厚接触者という形で検査対象になる方はおられるんですけども、やはり住民の中には心配で、自分が風邪のような症状が出ているけども、PCR検査が受けられないと、そういう方を対象に費用を助成してまいりたいと考えているところでございます。

なお、回数につきましてはお一人1回限りということで想定をしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回それでやっていただくのは大変ありがたいと思うんですけども、いわゆる濃厚接触という定義自身も大変狭くて、本当に近くにいてもマスクをしていたらならへんとか、そういうことも含めて、本当はかなり限られた人しか濃厚接触にならないみたいな中で、なかなか検査に回していただけないというのも今の実態でもあると思います。それでも、そういった方がある意味フォローしていくということもあると思うんですけども、今回、基準というか、私もいろいろ調べまして、大体、今、PCR検査を医療機関等でやった場合は1万8,000円ぐらいが単価になっています。あと、陰性証明とか、そういうのをもしつける場合はもうちょっと高くなったりするんです

けども、1万8,000円だとしても、これが3分の2補助ということはどうしても自己負担が6,000円かかるんですね。これは検査の負担としては高いですよ。やはりもう少し手軽にというか、検査をしやすい状況をつくろうと思えば、せめて3,000円くらいにならないかというのが私は思うんですけども、せっかくこうやって予算化していただいているわけですから、多くの方が利用できるような環境をつくらないともったいないと思うんですよ。そこをもう少し制度の組立てというのを検討余地がないのかということ、これは町長の判断もありますので、町長に答弁いただきたいんです。

もう一つ確認なんですけども、今回、基本的にPCR検査というのを想定されていると思うんですけども、今、検査には大きくって三つありますよね。抗原検査、PCR検査、抗体検査というのがあります。結構、今、国も広くやろうと言っているのが抗原検査なんですけども、抗原検査なんかは見てみますと、大体2,500円ぐらいみたいです。だから、そういう点ではかなり値段が下がったりもするんですけども、こういう検査といった場合、抗原検査等も対象になるのかどうかですね、その辺はどうでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これのそもそも論の制度で考えておりますのは、和束町でコロナが蔓延しないようにどうしていこうか、こういった中で、いろいろと住民のご協力もいただかなきゃならんことがあります。その場合に支援策というのを一定なければならないと、こういうところであります。

そういうことを考えていきますと、これも一定、保健所とか、いろいろそういう濃厚接触、それはPCR検査をしなきゃならんとなってくる場合、今までは補助金がなかったわけなんですけど、それを病院で受けていただくこうと、こういうことで第一歩と言

いますか、そういうところに重点を置いて打たせていただきました。

それと、先ほどの限度額を説明しました。限度額は最高限度ですから、検査料というのは低いかも分かりません。それより私どもは最高のところを上げてやっているわけですから、それで制度設計をさせていただきました。これが一つの方向です。

それと、もう一つの考え方は、多くの住民の方のご協力をいただきながら、先ほど総務課長が説明させていただきましたように、現在、保健所を通じているのが9名出ております。ところが、マスコミに出ているのは10名ということで誤差はあるんですが、先ほど総務課長が言いましたように、私たちは9名として捉えているんですが、こういった数字を今まで本当にこういう状況の中で住民の皆さんにご協力をいただきました。

そういう意味では、PCRそのものも、さっきの抗原検査、いろいろありますけども、まずはPCR。これについては本当でしたら何回もやる、毎日やるのは不可能ですから、こういう気持ちとか、そういった姿勢でご協力いただく、その辺にお応えさせていただいた範疇の中の制度でありますので、全部それで賄えるわけではありません。これは住民のこれまでのご協力を継続してお願いしていかなきゃなりませんし、併せて、いわゆるワクチンの接種も急いでやらせていただこうということで、今、急いでおります。これも住民の皆さんのご協力をいただきながら順調に進んでいるということをお礼を申し上げたいんですが、そういったトータル的に考えている中のPCRは一つだということでひとつご理解いただきたい。もう少しというところは分かるんですが、これ一つでそうじゃないということでひとつご理解いただきたい。

私の考えはそんな感じでこの制度を見ておりましたし、この制度をつくろうということでスタートいたしましたので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

抗原検査の関係でございますが、抗原検査につきましては、私どもは診療所の事務長のほうを通じて抗原検査の検査方法を確認させていただきました。

抗原検査につきましては、やはり鼻の奥から取るということで、相当、医者・看護師等に負担がかかるということで、検査費用自体は安いんですけども、やはり抗原検査でもし陽性が出れば次にPCR検査が必要になるということでございますので、町長が答弁申し上げましたように、私どもの今の制度設計ではPCR検査という形で唾液検査方式、これが岡本議員もおっしゃるように1万8,000円が基準だと聞いております。プラス陰性証明を出す場合、1,500円程度かかるということで、実費負担は1万9,500円程度になるのかなという理解でおりますが、現在のところ、やはりPCR検査を受けていただくという形で対応したいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、私のほうから、16ページの皆さんがさんざん質問されました凍霜被害茶園の対策助成金1,200万円についてお聞きしたいと思います。

まず、課長、桁違いじゃないんですか、4,000円と。4万円だったら分かるんですけど、しかし、和東町はそんだけお金がありませんので、それは仕方ないと思うんですけど、これは完全にばらまきじゃないんですか。こういうことは茶農家のニーズとして上がってきたわけですか。その辺はどうですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）



はい、村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

村山議員のご指摘のとおり、持続的な機運に向けての支援という面では弱く、遠く及ばないという感じを受けられるかと存じますが、このたびの被害対策につきましては、やはりできるだけ多くの茶農家の皆様に支援をさせていただきたいと至ったところでございます。予算・財源のこともありますので、ご理解を賜りたく存じます。

農家の皆様のお声としましては、やはり昨年度実施されました持続化給付金等のレベルの支援を求められている声は多くございました。しかしながら、なかなかそこまでの支援というのは難しい状況にあります。繰り返しとなりますが、このたびの支援策につきましては、一部の対象の農家ではなく、幅広く支援をさせていただきたい、そういう思いがございましたので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

幅広くという、それは分かるんですけど、実際、本当に必要とされている方は100万円、200万円単位の資金を要していると思うんです。基盤ができているところは大丈夫だと思います。しかし、工場を建設した返済資金、棚を組んだ人はその返済も要ると。そういうものに関しては去年度はコロナ、しかし去年度は持続化給付金、高収益作物の支給金もあってできたんですが、今年はそういうものがないので、やはり行政のほうからそういう方たちに支援をすべきじゃないかと、私はそう思っているんです。

それで課長、今日は6月23日です。もう1週間したら7月です。この霜害があったんは4月10日です。余りにも対応が遅過ぎるんじゃないですか。農協は4月16日にお見舞いとして硫安を配布しますということを出しています。行政のほうからはそういうものが全然出てない。本当に真剣に討議されたのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

はい、お答えをさせていただきます。

少しでも早く支援策を打たなければいけないということは重々思っていたところですが、やはり状況等の把握、また時間がかかったことがございます。

町からの調査をしていなかった件につきましては、本来ならば町は町ですべきだったのかも分かりません。しかしながら、今回につきましては町の現地調査の全体の7割被害300ヘクタールというものとJAのほうでされました調査がほぼ合致いたしましたので、二重の調査になるのかなという思いもございましたので、調査しなかった次第でございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、早急な対応、また調査は必要であると思います。今後につきましては、そのことを胸に刻み進めていきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

新人課長として大変まだ分からないことだらけのとき、苦しいかと思いますが、一昨年の霜被害のときもダニ剤を配っていただいたんです。しかし、着いたんは夏です。霜被害に遭ってすぐにダニがわいてきますので、そのときに必要とされるんです。何ぼ何でも夏は遅い。

それで、私の娘の友達夫婦、他府県から来てお茶をやっていたんですけど、もうやめるとい話を聞きました。結局、希望が持てないと。去年度は助けてもらったけど、今年はどうしようかというような形になって、やはりそういうよそから来た若い人が和束茶を守ってくれるという、そういう観点も持っていただかなくてはならないと思

います。

それで、前の臨時議会の際に、町長、無利子融資をお願いしてました。私、農協にも、行政のほうから来たら前向きに取り組んでやってくれというように言ってたんですけど、その検討はされたんでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、村山議員から前のときに、こういった利子の補給をしていくべきだと。昔、利子の条例もありますので、そういうことを適用すべきやないかというようにいただきました。

まず、そういうことで、現課のほうと農協等いろんな制度を調べてみて、農協ではコロナ対策をして長いんですが、凍霜害については全額無利子なんですね。利子そのものはない制度が農協とのタイアップの中で出来上がってきていると。だから、入り口で無利子で対応しておりますので、利子補給は要らないと、こういうことであります。

これはコロナ対策も晩霜被害も2種類設けられておって、コロナは長いんでしょうかね。凍霜害は貸付期間は短いですけども、こういう制度があるということで確認いたしております。

先ほど課長が答弁して、私のほうでは申し上げてなかったんですけども、1,200万円の件ですね、これは村山議員が言われる話はよく理解できるし、これは本当にそうだなというように思っておりますが、そもそも論のスタートの話は、今、言われますように、前のときにもダニの消毒がすぐやってきたと。それが基準になっておりました。どっちかいうと見舞い程度みたいな話なんですよね。そのときにはそういうことで、農協とタイアップして早く対応できたと。

時期が逸したがゆえに金額に変わってきているんですけども、気持ち的には支援策という意味には取れない金額ですが、これは前もありますように、いわゆる前のダニとか農薬をしたとこの、だから、農薬の反当たり幾らかといたら、大体それぐらいの金額になるんじゃないかなろうかと、趣旨はそういうところでありました。もっと早くすべきだということころは、今、村山議員が言われるように、この制度を生かすためにも時期を考えていかなきゃならんと。こんなことはあってはならないんですけども、こんなことがあるならば、そういうことを十分頭に入れながら今後対応していきたいと思えます。

確かに、その辺は先ほど課長も申し上げておりましたように、非常に答弁を苦しくしておりました。その辺のところは意を酌んでいただいて、これからもご理解をひとつよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

結局、今回これで1,200万円という予算組みをされてるわけなんです。それでですね、この無利子融資をもしも受けたとして、要するに、行政のほうでやったとしても絶対これだけの額は要らない。

というのは、先ほど茶農家は200軒ぐらいあると聞きましたけど、共済の人に聞いたら、昨年度、収入保険に入られた方は80名からの方がいらっしゃるんです。その前から入っておられる方も10人程度いらっしゃるにしても半分ぐらい入っておられます。その方は無利子であっても使わないと思えます。先ほども言ったように、基盤ができていない人はこういうことは必要ないです。本当に、基盤ができていない人がこういうものを必要とされる。

農協の資料を私も見たんですけど、3年以内というのはちょっと厳しいかなと思うんですけど、しかし、よくやっていただいていると思えます。本来これは行政のほう

がやるべきじゃないかと私は思うんです。

それで、町長にお聞きするんですけど、霜害があったのは4月10日。そのときは選挙運動の最終日だったと思います。あの日は確か天気がよかったと思います。だから町長は和東中を回られておったわけですけど、その惨状は目のあたりにされていると思うんです。10時ぐらいになってきたら茶色くなってきます。本当に悲惨な現状になってきます。

11日に当選されて12日には当選証書をいただいていると思うんです。こういうときはトップダウンで町長の指示を与えるべきだと思うんです。特に、竹谷課長はまだ課長になったばかりですので、何をしようか一人で悩んでいたと思うんです。これは町全体で取り組まなくてはならないと思うんです。だから、トップダウン。ボトムアップでは駄目です。トップダウンでこういうことをすべきだと思うんですが、町長どうお考えでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

施策はいろいろある中で、全てうまくいったとか、今、保留していただいている執行の時期とかにおいても反省するところはたくさんあります。それは至らないとこだということで反省しなきゃならない。これを次に活かさなきゃならんだろうと思っておりますが、そういう意味では非常に重く思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、最後ですけど、町長、答弁は結構です。トップの仕事はどう考えるか、

トップの資質とはどういうものかということを私も昔から本はよく読んでいます。やはりトップの仕事は決断すること、これが何よりも勝ると思うんで、とにかく決断を早くしてスピーディな行政をしていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

今回の補正を見ておりましたら、霜の被害に1,200万円、これは大きな目玉だと思います。その中で、私、隔日ですけど、朝5時半にお茶の出荷に行くんです。その中で今年の霜の被害もいろいろ話が出ておりました。その辺の話をお聞きすると、町として何か対策はないのかなという話もいろいろお聞きしました。これが発表されたんが、私がこの議案書を見てからしか言ってませんが、1,200万円出たと。内容を確認したら、10アールあたり4,000円ということで、例えば、1町だったら4万円、2町だったら8万円。一部の人は安いな、少ないなという声もあります。しかし、それはごく一部でした。大半の方は宇治茶を守るために、和東茶を守るためにここまで一生懸命やっていただいたんだなという解釈もございました。判断は1人1人の取り方だと思います。

だけど、去年、コロナ対策で10万円打っていただきました。そのことを皆さんは忘れたんかいうたら、忘れてへん、ありがたかったですと。だから、金額にかかわらず、この補助金をつけていただいたのはありがたいと。誰でも金額は多ければ多いほどありがたいと。だけど、1,200万円というのは一般財源から出しています。基金を崩して出さんならんということですよ。そこなんですよ。そこら辺のことを十分分かってください。

お金なんて井戸水みたいにどんどんどんどん湧いてくるもんじゃないですよと、こういう話もしたら納得していただいた。しかし、それは一部の茶農家です。ところが、

農家でない方はこのニュースを知ったら、また茶農家だけやないかと、こういう批判は去年もあったでしょう。私もこのことを言ったと思います。当然またこれが皆さんに伝わってきたら、農家だけ裕福やないかと。農家の税は申告してんねんと、こういう論議に係ってくると。

例えば、昔は農家の保育料はサラリーマンの方より低かった。そしたらサラリーマンの方は、何でおまえらそんなに低いんやと。そんな立派な家を構えて低いなど。それは言わんといたってという話も聞いたことがあります。だから、今回、この1,200万円が通りましたよと。そうすると、金額にかかわらず喜んでくれる方も大変いると思います。

南山城村は肥料の現物支給だったと思います。JAは先ほど村山議員が言ったように硫安で、金額に直したら1,600円なんですよ。3本持って帰るんだったら、ちょっと計算間違いましたから戻してくださいと取りに行ってるんですよ。そういう裏話もあるんです。

もう一つ、収入保険のこともございます。収入保険は過去の実績から青色申告でなければ入らないと、これは十分理解します。私、去年も青色申告しておりましたから、収入保険に入ろうと思ったんです。ところが、12月の一番かけるときに物すごいでかい金額が要ったんですよ。これにはまいったということで、大丈夫やろうという安心が去年はコロナでひっくり返ったんです。

だから、今回はそれを分割していただけるということで皆さんが入った。にもかかわらず、一昨日ですか、話に出たら60人前後だった。はっきりしたことは聞きませんでしたけど、また、そこでも人間は悪いんですよ。収入保険に入っていたから二番茶の暑い時期にお茶みたいなんせんでもええねんと。あとは保険で賄うと、そういうずるい考えというと語弊があるんですけど、そういう考えの下と、もう一つは、その保険をなるべくもらわんで、これは来年にプールしておきますということで一生懸命働いておられる方もあるんですよ。だから、人それぞれとらまえ方はあるから、私は

その人を批判することはしません。

だけど、恐らく2町前後で8万円ぐらいの補助金が出てくるんだったら、去年の10万円の給付金と同じかなと、このように見ておった。これはありがたいなと思うんです。

だけど、今、村山議員が言ったように、これはやはり早いこと支給すべきです。その点、お願いします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

全て制度においては制度そのものの性質もありますが、それを生かすためにはタイミングというのがあります。そのタイミングが大事だということを先ほどの村山議員のご質問を聞いて、こうだったんだなと。

そのときのトップダウンとかいろいろ言われましたけども、今さら遅い話の中で、そういうほうも含めて今後に生かさせていただくということしかなかったんですが、制度そのものはゆっくりといけるものと早くしなきゃならんもん、こういうことで、まさに制度は生きておりますので、そういうことだなということ十分認識いたしております。

制度設定というのは、先ほどもいろいろありますが、一つを捉えて1側面だけ見たらこれでいいけど、全部の側面は難しい。今、畑議員もご指摘いただきましたように、和東町全体から見てどうするか、そういう部分は、農協とタイアップしてやっております。農協と連携しながらやったり、また、いろんなそういう団体と一緒にやります。行政だけ全部というのはなかなかいかない。これは京都府も一緒だと思います。京都府も農協と連携しながら、京都府の農業団体とか、いろんな団体とも連携しながら対策を取っている。



こんな大きな問題は一つの団体だけでいけませんので、総合的にそういう制度もいろんなことを含めてやらなきゃならんと、そういうことであろうと思いますので、これからもいろいろとありますが、国・府には当然要望もしていかなきゃなりません。

いろんな制度がありましたが、続けてやらなきゃなりませんし、それと連携しながら、先ほど畑議員が言われるように、その制度が生きるためにも形だけ後でやったらいいというのではなしに、どの時点でどうなのかと、これはやっぱり大事なことだと思っておりますので、今後に生かさせていただきたいと、このように思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

最後になります。

町長、今年の凍霜害というのは、扇風機はきかない、それから霜の柵もきかない、それを突き刺さって凍っているような状態ですから、手に負えないような状態だと思います。いかに扇風機をつけておったかて無理だと。柵一つでも突き刺さっていたから、これは前代未聞の初めてのことだと私も思います。

しかし、我々の世代はこれでも何とかいけます。だけど、その次の世代、私の息子らの世代になってきたときに、何ぼお茶やっとっても毎年毎年こういうことが繰り返すなら、もうやめようかということになってきて、宇治茶の産地の和束がだんだんだんだん衰退するようにも思います。それをどこかで対策を打って食い止めていかなければならないと思います。それは一つこれからの課題だと思います。私はそのように思いますので、今後やはりそうした茶の産業に対しての熱い思いをこっちのほうに向けていただきたいと、このように思います。

終わります。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、非常に大事なご質問をいただきまして、私どもはいつも日頃から考えておりますのは、これは何遍も繰り返したと思いますが、基幹産業は宇治茶の主産地ということで訴えているわけですから、その宇治茶の主産地というのは、山なりの厳しい、機械化もできないような農業をどうして確立していくか、こういうことが大事。

だから、持続させ得るような制度、今回、コロナ対策がありますが、そういう持続させ得るようなものはどうあるべきかというのをもっと議論していくべきだと思いますので、そういう意味で、一時だけで守れたんじゃないに、これは基幹産業ですから、和束町全体のまちづくりを活性化していくためにはどうしていくことが大事なんかというのは常に考えていきべきだろうと思いますので、先ほども質問がありましたように、この辺は国・府とも一緒に話もしていかなきゃなりませんし、また、農協とも連携していかなきゃならない、そういう大事な仕事と受け止めてこれからも頑張っていくということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後２時４０分まで休憩します。

休憩（午後２時２８分～午後２時４０分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

２番、高山議員。

○２番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認という意味で質問させていただきたいというふうに思います。

一般会計の１４ページなんですけど、ここに低所得子育て世帯生活支援特別給付金、それと新生児応援特別給付金というのがございますが、これについて昨年並の給付な

のか、内容について教えていただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、低所得子育て世帯生活支援特別給付金についてでございますが、これにつきましては、児童手当を受給されるいる方で非課税世帯の家庭にということでございます。これにつきましては1軒世帯というのではなく、18歳までのお子さんの数分の支給ということで、18歳未満の方がお2人おられる家庭につきましては10万円ということで、1人につき5万円の支給と。

また、これに先駆けまして、都道府県主導でやっていただきましたが、独り親家庭のところにつきましては、もう既に都道府県のほうから支給されているということで聞いているところでございます。

また、次のご質問ですが、新生児の応援特別給付金、これにつきましては、昨年、政府のほうで住民1人当たり10万円の給付ということでございました。それが昨年の4月27日までということでしたので、和東町として昨年4月28日以降お生まれになった新生児の方のご家庭に、1人つき10万円の給付をさせていただきました。その継続ということで、今年度につきましてはやはりコロナの関係で新生児が生まれてこられますご家庭は基本的には若いご家庭ということで、所得も少ない中、またコロナ禍で生活もということの関係で、今年度につきましてもお1人10万円で一応見込んでおりますのが15人ぐらいということで、150万円の計上をさせていただいているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

もう1点はですね、コロナワクチンの接種に関して教えていただきたいんですが、先日の定例会一般質問で、特に基礎疾患のある方とか、大規模接種会場等に希望された場合、対応できるように接種券を早急に配付をしてほしいというようなお話をさせていただいたんですが、その後、町のほうで、個別申請によって接種券の配付をしていただけるということで21日のホームページで掲載されておりましたけれども、その後、大規模接種の希望者の申込みがあったのかどうかだけ教えていただけますか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

今ご質問にありました関係、先週16日の6月定例会の初日、高山議員からご質問なりご要望、また重ねて岡本議員からもあったかと思われ、和束町からの65歳未満の接種券の配付につきましては、やはり事務の関係上、7月以降になるということで、特に基礎疾患、また、それじゃなくても、やはり仕事の関係で心配で早く打ちたいと言われる方につきましては、ホームページ上ですぐさま検討させていただいて、接種券のほうを配付できるように、コールセンターまた福祉課の窓口のほうで申請いただいた方に接種券をすぐ発行させていただくというのでやらせていただいているものでございます。これにつきましては、コールセンターまた福祉課の窓口で数件ずつではあります、お問合せ、申込みのほうをいただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

迅速な対応をありがとうございました。今後引き続きましてお世話になりますが、

よろしく願いいたします。

今回の補正予算に直接関係しないんですが、18ページの災害対策というところで関連してお尋ねをしたいんですが、先日、住民の方から、府道に空き家の瓦が何枚か落ちてたということで、すぐに建設事業課のほうに連絡をしていただいて、担当課のほうで対応していただいたというふうにお聞きしているんですが、今日のニュースでも台風第5号が発生したということでもございます。そういった府道なり幹線の道路沿いの空き家なり、そうした安全対策というのも今後大切かというふうに考えておりますけれども、そのあたり、先日の対応とまた今後の対策について教えていただけたらと思うんですが、よろしく願いします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

私のほうから答弁させていただきます。

高山議員のただいまの質問でございますけれども、先週、府道木津信楽線の撰原バス停付近で瓦が落ちてるということで住民からの通報がありました。対応につきましては、昼間でしたので、即、職員が3名走りまして、瓦の除去をそのまま行いました。ただ、道路管理者が京都府になりますので、京都府のほうにその件を全て通報しておきました。京都府のほうは先週の月曜日に現場確認をしたということで連絡を受けています。

その後の対応なんですけれども、実は今、高山議員が言われるように空き家になっておりまして、所有者が複数おられるという状況になっています。対応については個人所有物ですので、町で何とかするとか、京都府が何とかするということにはなかなかいきませんので、現在その関係者が対応について検討しているということです。

ただ、京都府としましては、昨日確認していた内容で言いますと、取りあえず道に落ちたりする場合の危険性があるので、防災シートだけでも張らせてほしいというこ

とで、相続人のほうに話をしているということになっています。

同様でございます。町内におきましては結構空き家がありまして、ほとんどが道路沿いにあるということで、特にあるのはこれからの雨、それから台風等々で倒壊するおそれがある家というのは何軒か建設課のほうでも承知しています。所有権はございますが、できる限り対応できることについては即座に対応すると。基本的には建設事業組合のほうに依頼して緊急対応ということになるとは思いますけども、そのような形で対応させていただくということで、今後の発生については対応したいと思っております。

撰原の件につきましては現在対応中で、最終の答えにつきましてはもう少し時間がかかるかと思っておりますけども、倒壊しそうな家に関しては、多分取り壊されるということになるとは思います。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

やはりこれから台風の時期になって、倒木も含めてそうなんですけど、走行中にたまたま遭遇してしまうと大変な事故につながっていくということでもございますし、また、住民の安全安心のためにも、そういった倒壊のおそれのある空き家なり、また倒木のおそれのある河川については定期的なパトロール、それと対応ですね、道路管理者等も併せまして、ぜひ継続してお願いしたいなというふうに思いますので、要望としてさせていただきます。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

先ほど検査の件で伺ったわけですが、もう少し幾つか聞きたいと思うんですが、今回、PCR検査の関係で言いますと、多くはなかなか検査ができないと言いますかね、身近に検査できてないという状況があります。そういう点では、どうすれば受けられるのかも含めて情報提供のほうとかはそれはそれでぜひやっていただきたいんですけども、やはり検査しやすい環境といった、身近なところでPCR検査を受けられるという意味では、公的な診療所を持っているわけですから、希望があればそこでのPCR検査ができるようにするということが大変大事じゃないかというふうに思っております。その辺、診療所のほうで、例えば、PCR検査を希望される方があったらできるのかどうかですね、また、やる方法があるのかどうか、それを一つお聞きしておきたい。

それから、先ほどいわゆる原則1人1回ということですが、例えば、今、京都府などが高齢者施設とか障害者施設とかで定期的にPCR検査のほうをしていただいていますし、今後も蔓延防止の下でも続けるということでは、今、京都府などは大体月1回ぐらいだと思えますよね。だから、月を超えたらもう1回やるわけですよね。ですから、やはりこのPCR検査というのは、基本的に1回限りではなかなか効果というものが薄いですから、毎日やるというのはなかなか難しいにしても、せめて月1回程度はこの補助金を使えるとかいうような運用というのはできるんじゃないかというふうに思いますが、その辺は考え方としていかがかどうかも答弁いただきたいと思えます。

○議長（岡田泰正君）

国保診療所事務長、答弁。

診療所事務長（細井隆則君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、国保診療所でのPCR検査の実施の可能性ということでは、今、京都府などは大体月1回ぐらいだと思えますよね。だから、月を超えたらもう1回やるわけですよね。ですから、やはりこのPCR検査というのは、基本的に1回限りではなかなか効果というものが薄いですから、毎日やるというのはなかなか難しいにしても、せめて月1回程度はこの補助金を使えるとかいうような運用というのはできるんじゃないかというふうに思いますが、その辺は考え方としていかがかどうかも答弁いただきたいと思えます。

国保診療所のほうでPCR検査を実施するとなりますと、例えば、37度5分以上の熱のある方につきましては山城総合医療センターなりに行ってもらおうということで、その方についてはそちらで検査していただくことになると思うんですけども、それ以外の方、例えば、証明が必要であるとかいう方も来られるとは思うんですけども、37度5分はないけれども、もしかしたら感染しているかもという、いわゆるグレーゾーンの方が来られる可能性もあるというのはスタッフの間で出ておりました。

そういう方も来られるということを前提にするとしたらしないといけないんですけども、そういった場合の防護体制というのがなかなか取れない。もし、看護師、あるいは医師のほうで感染してしまうと診療所自体を閉めないといけないということになってしまって、一般の患者にも影響が出るということで、なかなか実現は難しいかなというところで現状は考えております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町でも児童福祉施設、高齢者福祉施設がございます。当然、京都府のほうから定期的な検査をとということで現在進められておりますので、京都府に強く要望させていただきたいと思っております。

今回、住民向けのPCR検査につきましては、最初に申し上げましたように、やはり住民の安心を担うというところで、予算的なこともございまして、1回限りという答弁をさせていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）



診療所での検査、なかなか感染リスクのこともあって難しいということですが、例えば、コロナ患者を診てほしいというのはかなりハードルが高いと思うんですけども、検査というのは、ある意味、基本的には医療機関でできると思うんですね。だから、それがもしできなかつたら、例えば、医療機関を全部閉めなあかんようになってしまうと思うんですよね。例えば、リスクがあるから検査できませんとなると、どこも検査しなくなっちゃうと思うんですよね。もちろん、今の診療体制の中で誰かが感染したとなった場合に起こるようなリスク管理というのは大変大事だと思います。

ただ、やはり町内唯一の公的な医療機関としてどう役割を果たしていただくかという意味では、そこは避けて通れないところでもありますので、そこはぜひ検討のほうをいただきたいというふうに強く要望しておきたいと思うんです。

それと、回数の件については、今後の運用状況を見ていただきながら、予算の関係とか、一定、利用の状況とか見てもらいながら複数回も対応できるということが起これば、ぜひ対応いただきたいなというふうに思います。

今回せっかくこういう予算を組んでいただいたので、利用しやすいような状況でぜひやっていただきたいというふうに思います。

次にですね、先ほど新生児の応援特別給付金のことも出ておりましたけれども、コロナ対策として昨年に続いてということをやっておられるんですけど、前にも言いましたけれども、祝い金制度とかいう形で今後コロナが収束した後も制度化していくというような方向性はないのかどうかというのを一つお聞きしておきたい。

それから、先ほど低所得者世帯の児童手当等の部分の支給であるとか、新生児の給付金であるとか、いろんな形で支援されてる部分もあるんですけども、一番支援が薄いのが高校生以上のとこだと思っています。義務教育までは、町のほうでも給食費の無償化ということもしていただいたりとかしていますけども、いろんな面で通学費も含めて学費の面で負担がかかっているのが高校生以上のとこだと思います。

学生については、コロナの感染がある中で、授業もようやくリモートから対面にま

た移っていくという話も聞いておりますけども、大変不自由な状況がありますし、引き続き、経済的にも大変困窮しているという部分があります。こういったところに去年はまだ国の支援もあったんですけども、今年は全くないという状況もありますので、町としては、その辺に対しての対応という点で、ぜひ検討いただきたいというふうに思うんですけども、今後、コロナ交付金の残というのものもあると思いますので、その辺の検討なんかはあるかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今もお尋ねいただいておりますように、早急にやらなきゃならん。去年、単年度でやって、今年も必要だと。コロナ対策上というのはやっぱり時期も必要だということで、こうして予算をさせていただきました。

これと併せて、今、申されますように、子育てにやさしいまちづくりというようなことを言っているわけですから、義務教育だけやなしに、それを越えたところの施策というのは、これはまた別にいろいろあろうかと思えます。これも皆さん方はいろいろとこれまでから聞かせていただいておりますので、そういったことはまた交付金の対象じゃなしに、そういったことも引き続き検討はしていかなきゃならんと思っておりますが、それと、去年やって今年ももう一回というのは分けてご理解いただくほうがありがたいと、このように思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる祝い金への制度化であるとか、また、学生への支援であるとかいうのもぜひ今後、コロナ対策も含めて検討のほうをいただきたいというように、これは強く要

望しておきたいと思います。

それと、次に、16ページの商工振興費の関係でお聞きしておきたいんですけども、今回、お茶の駅構想プロジェクト関係の助成金が3種類上がっております。これは以前もあったわけなんですけども、今回伺っておりますと、以前の対象事業とは違う方の事業ということで聞いております。ただ、その牽引事業としての申請の関係とか資料を頂いたんですけども、どういう事業をされるのかということで見ていたんですけども、お茶の駅構想プロジェクトの雇用促進助成金とか、お茶の駅構想プロジェクトのPR事業助成金とかいうふうに銘を打っておりますけども、新しい方の申請の状況とか事業内容を見ておりますと、基本的な事業名というのは和東茶総合商社事業となっているんですね。事業拠点というのは湯船なんですね。具体的な事業内容としては、湯船お茶の谷構想というふうに書いてあるんです。牽引事業者であることは間違いのないということなんで、助成の支出そのものはそういう制度があるわけですから、それはそれであるんでしょうけども、お茶の駅構想とどう関係があるのかということなんです。

前の事業者というのは、結局、何もせずに終わってるのかどうか知りませんが、その方は確かにお茶の駅構想で書いてあるんです、事業として。だけど、こっちの方は全くそんなん書いてないんです。だから、その辺、お茶の駅構想のプロジェクトとしての助成金として出されますけども、これはどういう関係にあるのか、その辺、説明いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

はい、岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今お話がございました事業者につきましては、お茶の製造・販売・輸出・体験・観光・お茶関連商品の加工販売を担う和東茶総合商社事業として、令和2年7月20日

付、京都府知事より承認を受けておられます。

こちらの牽引事業につきましては、和束町基本計画がございます。認定されました地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標といたしまして、民・官が連携し地域経済牽引事業を促進することで、茶業従事者のみならず衰退が著しい小売サービス業等、地域内の他の産業にも経済的普及効果をもたらし、外貨の会得と地域内好循環を生むことを目指している計画でもございます。

今後、申請をいただく事業者からは、4月28日に問合せをさせていただきまして、今回もこの事業をやっていきたいというところで、今回、補正予算として計上させていただきました。

お茶の駅構想とは、茶源郷等エリアを一体的に地域商社や地域経済を牽引する事業を開始するために運営に係る支援を行うということとされております。以前に取組をされておりました事業者につきましては、茶源郷エリアの場所的にはすぐ近くということでございまして、今、申請いただいております事業者につきましては、少し場所が離れているというところではございますが、茶源郷交流エリア、お茶の駅構想の中の一環としてとらまえているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

お茶の駅構想そのものが一体何なのかということも、はっきり言いましてよく分からない面もあるんですね。今の和束茶カフェがあるところをお茶の駅と言ってはりますよね、そう書いてあるから。だから、結局あの辺の周辺のお茶の駅を中心にしたプロジェクトという意味では、前回の方はすぐ近隣の地域を使って何かしようかという話をされていましたから、あの辺の地域を盛り上げようという意味では整合性はあったと思うんです。けども、今回の分について言えば、牽引事業ではあるけども、

お茶の駅プロジェクトという範疇にはどう考えても入らないというふうに思いますし、和東町全体の基本計画という中では入るんでしょうけど、今回の補助金のもともとの制度というのは地域経済牽引事業補助金ですよ、根拠になっている要綱というかね。だから、出すのであれば、名前としてはそういうことじゃないのかと思うんですよ。だから、もうちょっと事業というものを、あれこれぐちゃぐちゃにせずに、これに関連しているんだったらこれでいいですけども、全く関連しているとは思えないんですよ。ですので、そこも含めて、もうちょっと整理されて、要綱に沿って支出されること自身は必要なことかもしれないですけども、その辺、お茶の駅プロジェクト自身の位置づけも含めて、これから町でもちゃんと議論されたらどうかというふうに思いますので、それだけ言っておきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

町長、財源のないところから1,200万円というお金を捻出して、そして、農家の霜の関係で困っておられる方に渡すんですよ。もっと早く渡したらなん。町長、専決処分好きでしょう、繰越明許費も。そんなもんすぐできるでしょう。同じするんですしたら、今日の時点で議会では8割方、9割方、皆さんにお渡しできてますというぐらいでしないと、それでのうても町長はどこへ行っても「茶源郷和東」、「お茶のまち和東です」ってそればかり言ってるんですよ。もっと考えて早いこと渡さんなん。同じ渡すんですしたら、私だったらすぐ渡しますよ。1,200万円、1,500万円だったら貸してあげたいぐらいですわ。

どうぞ何か。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど村山議員の質問にもありましたように、また畑議員からもありましたように、やはり制度を生かすんだったら早いほうがいいという話で、私もタイミングがあると思います。だから、そういう意味では非常に遅かったなというのは、村山議員、畑議員の質問でも、今後に活かしていきたいと答弁させてもらいました。言われたように、こういったものは本当になじむのかと言ったら、好き嫌いは別として、説明は十分できるだろうと思いますので、今後こんなことが起こってはならんのですけども、そういう機会にはぜひともまたよろしくお願ひしたいと、このように思います。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

また起こることがありますので、そのときにはもっと迅速にお願いいたします。

そして、岡本議員の補正予算の関係では全然関係ないですが、水道の値上げのことで聞いておられましたけれど、馬場課長は水道委員会が決めて、それで決まるみたいな言い方をしておられたみたいに、私、取っているんですけど、水道委員会でお話しされるだけでしょう。そして、そこに上がってきたやつを答申されて議会で諮られるんでしょう。決めるのはどこです。ここと違いますか。水道委員会はただ意見を聞くだけでしょう。それは間違ってるのと違うの。水道委員会で決まったら全部決まるみたいなことを思っているでしょう。そうじゃないと思いますよ。どんな言い方をしたのか分かりかねているというより、私はそのように取ったんですけど、もう一度ちゃんと説明していただけますか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今、小西議員のおっしゃられたとおりでございます。水道委員会は、町長が諮問し

た委員がおられて構成されています。この委員会において水道料金の改定案、条例等、いろいろな件について協議を重ねていただく。以前にはその中に議員も入っていただいておりますけれども、今、予算審議を行っておりませんので、そこには今おられないというのが現状でございます。

その委員会に町長のほうから諮問を出しまして、諮問答申があった上で答申書をつけて議案として提案させていただくと。あくまでも条例改定ですので、条例の改定の議案についてはここで承認をいただくということになります。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

それやったらよく分かります。

私は十何年前の議長をさせてもらったときに、委員会から議員は全部引上げさせてもらいましたでしょう。ということは議員が入っていたら皆さん気を使って、答申が上がってきたら全部賛成されますから。それはあまりいいことやないと思ってやったんですから、やはり委員会は委員会、意志決定機関の最高機関は和東町議会、ほかの課長の皆さんもそのことを忘れないでいただきたい。そういうことですので、これでよろしいです。

○議長（岡田泰正君）

それでは、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

反対意見の方おられますか。

賛成意見、岡本議員、どうぞ。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

議案には賛成いたしますが、今後の予算執行に当たっての要望も含め、議案第28

号並びに 29 号について討論を行います。

まず、議案第 28 号 一般会計補正予算についてであります。第 1 に、新型コロナウイルス感染対策の件ですが、今回、政府の昨年度 3 次補正分の具体化がようやく行われました。中でも PCR 検査の補助を事業化いただいたことは大きく評価したいと思います。大事なのは、より多くの方が気軽に検査ができる環境整備であり、補助率の拡充、身近な医療機関での検査体制の整備、情報提供など、さらに改善を要望するとともに、保育園や児童クラブ、医療機関、観光関係などでの定期的な行政検査の拡充をお願いしたいと思います。

また、地域支援補助金については質疑はしませんでしたけれども、地域ぐるみで感染対策に取り組む趣旨は理解でき、大切だと思いますが、補助金の基礎数の考え方、感染症予防・対策の治験を生かした効果的な取組への支援などについて検討いただきたいと思います。

今回の補正では、まだ交付金の一部の具体化となっており、引き続き、住民生活や生業の実態、感染状況なども踏まえた事業化をお願いするものですが、特に苦境が続く高校生・学生・専門学生などへの支援が持たれていると考えます。

また、今回予算化された事業者経営等相談事業での実態把握や相談を通じて、事業者への効果的な支援につなげていただきたいと思います。

第 2 に、茶の凍霜害対策についてです。

補正予算では、当面の支援として樹勢回復に向けた肥料代補助が盛り込まれたことは一定評価したいと思います。3 年連続の苦境、今回のこれまでにない被害の実態を踏まえれば、これだけでは極めて不十分です。新茶までに投入した経費への補填・補助をはじめ、昨年、コロナ対策で実施された高収益作物次期作支援のような生産費への直接的な支援が急務になっていると思います。国や京都府との協議を強力に進めていただくとともに、被覆棚設置経費への独自補助など、町として可能な限りの支援も検討いただきたいと思います。



収入保険制度への加入や活用を進めることも一つの選択肢ではありますが、決して万能ではありません。この間の深刻な被害を考えれば、農家の自己責任や備えだけでは支えきれない状況があり、生産費や所得を保障する支援があくまで軸であり、柱にならなければ持続的に茶業を支えていくことはできないと考えます。お茶のまちとして根本的に基幹産業を守る方向性を考え、国や府に働きかけをしていただきたいと思います。

第3に、牽引事業者への支援についてですが、先ほども申しましたが、今回新たな事業者に対するお茶の駅プロジェクト助成金が予算化されましたが、そもそも今回の事業者が展開を予定している事業とお茶の駅プロジェクトとはどう関係するのかの疑問があります。もともとお茶の駅プロジェクト自身の内容が曖昧であり、もう少し目的を明確にした中での助成にすべきと思います。

そもそもこの助成金の名称は地域経済牽引事業補助金であり、お茶の駅プロジェクト補助金ではないはずです。目的を持った補助金制度がある以上、適切な形で必要な支出を行うことは当然ですが、最初に補助対象とされた事業はいろいろな事業はあるにしても、ほとんど動きがないままになっており、見通しを持った助成とは言い難いものでありました。この経験も踏まえて、適切かつ効果的な事業支援をされることを強く求めておきたいと思います。

最後に、水道料金値上げに関連して指摘しておきたいと思います。

町は、次期9月議会にも料金値上げの条例改定案を提出する方針を表明されましたが、あまりに拙速であり、しかもコロナ禍の収束も見通せず、住民生活や事業経営も極めて困難が多い中での値上げ提案は到底容認できないものです。値上げ中止と再検討を重ねて求めるものですが、議会でも申しましたが、最低でも水道委員会の公開制の確保、会議録の公開などの組織運営の改善、条例提案までに住民への情報開示と説明、意見聴取の実施、議会への説明責任をしっかりと果たすこと、値上げ案の根拠である経営戦略計画の見直しの提示などを直ちに行われるように求めたいと思います。

以上について申し上げ、一般会計補正予算の賛成討論といたします。

議案第29号 国保診療所会計に関連してですが、一言申し上げたいのは、地域の公的医療機関としての役割を積極的に果たしていただきたいということです。そのために必要なスタッフを確保し、コロナ禍での1次医療を担う地域医療の要としてしっかり機能を果たし、住民の命と健康を守るためにご奮闘いただきたい、このことを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第28号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第28号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第29号 令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第30号 令和3年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第31号 令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第31号 令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8、発議第4号 和東町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

発議第4号 和東町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

和東町組織条例の改正により、7月1日より新たに総合施設整備課を設置されることに伴い、和東町議会委員会条例の一部を改正するものです。

議案の朗読をもって説明といたします。

発議第4号

和東町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び和東町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月23日

提出者 和東町議会議員 岡田 勇

和東町議会議長 岡田泰正 様

和東町議会委員会条例の一部を改正する条例

和東町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条に規定する別記を次のように改める。

産業常任委員会の所管事項の中に総合施設整備課の所管に関する事項を加えております。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

次のページに新旧対照表をつけておりますので、お目通しください。

議員各位のご賛同をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

基本的な話なんですけども、総合施設整備課の所管に関する事項を産業常任委員会の所管にするということなんですけども、総合施設整備というのが産業常任委員会の所管になるというのはどういう狙いでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

1番、岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

昨今、委員会条例が可決されました。このときに、建物を建てるまでは建設関係だというお話で、それ以降の内部についてはまた新たに厚生委員会に付託されると思うんですけども、取りあえず建物を建てるまでは建設関係ですので、そういう意味ででした。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる箱というか、建物を建設するという行為そのものは建設になりますけども、ただ、基本的には、その中で何をするかということが総合施設の中身だと思うんです。それも、これまでは福祉課のほうで基本計画まで策定いただいてきたと。それを今後、人の確保も含めてどう具体化するということが大変大事な問題になってくるというふうに思うんですけども、そういう点では引き続き総務厚生常任委員会が相応しいんじゃないかなというふうには思うんですけども、その辺は、例えば、仮にここで建設についてはあるとしても、その中身については引き続き福祉課の総務厚生常任委員会で議論は可能だということによろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

1番、岡田議員。

○1番（岡田 勇君）

今、岡本議員がおっしゃったとおり、建てるまでは建設関係は建設委員会に、中身につきましては建ってから議論をされたらということをおっしゃっています。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

反対はしないんですけど、ただ、建ってからというんじゃなくて、建てることと中身をどうするかというのは一体ですから、建ってから中身を考えるというのではなくて、どういうことをそこでするかによって中も変わってきますから、だから、そういう意味では、建てることと中のサービスというか、中身をどう考えるかというのは一体のものでありますから、仮に産業常任委員会に建てるというか、建設行為についての所管を任せるにしても、中身については並行して総務厚生常任委員会で議論できるように取り計らっていただきたいというふうに思うんですけども、それはそれによろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

1 番、岡田議員。

○ 1 番（岡田 勇君）

中身についてはもう既に町長が構想を何回も述べておられますので、改めて聞く必要もないと思います。当然議論はされているところだと私は思うんです。ただ、今も設備を建てることにつきましては、建てるから中身を知らないではなくて、中身の議論は既にされてますから、だから、建てることだけをともかくやってから、それからどんどんやられたらいいと思うんですよ。

○ 議長（岡田泰正君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第 4 号 和東町議会委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発議第 4 号 和東町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、発議第 5 号 東京オリンピック・パラリンピックの開催中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7 番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

発議第 5 号の提案理由を申し上げます。

提案理由は、命を守るため、この 1 点です。

開催による感染拡大のリスクはゼロにはできず、五輪開催による新たな感染拡大は避けられないことは専門家はもちろん、政府も組織委員会も認めております。菅総理はそれでも開催する理由は何かと問われても答えない答えられない、極めて無責任であります。専門家の意見を無視し、なし崩しで開催を強行することで感染し、重症化し、後遺症に苦しみ、ましてや命を失う事態などは絶対にあってはなりませんし、これは大変恐ろしいことです。五輪開催より命が大事、この当たり前の判断が通らない、できない、やろうとしない、こんな普通ではない、つまり異常な狂気の沙汰を黙って見過ごすことは、議会人として、大人として、そして人間の一人として到底できないことから、本意見書を提案します。

別紙を読み上げまして提案させていただきます。

発議第5号

東京オリンピック・パラリンピックの開催中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和3年6月23日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 泰正 様

東京オリンピック・パラリンピックの開催中止を求める意見書

昨年、延期された東京オリンピック・パラリンピックの開催が迫っているが、新型コロナウイルスの感染収束の目途が立たない日本の現状は、残念ながら開催できる状況ではない。政府分科会の尾身 茂会長は、「今の状況でやるというのは普通はない」と国会で答弁し、多くの専門家も感染拡大や医療逼迫の危険を指摘している。

一方、菅総理や政府・組織委員会等は「安心安全」を繰り返すのみで、開催による具体的なリスク評価さえしようとせず、I O Cに至っては「緊急事態でも開催する」「犠牲を払わなければならない」「菅総理が中止要請しても開催する」など、五輪憲章にも反する無責任な発言を連発している。これらは命よりも五輪開催を優先し、日

本をはじめ世界中の人々の命や健康を危険にさらすもので、もはや「平和の祭典」とは言えず、開催の意味も問われている。

政府は、感染抑制のためには人流を減らす必要があるとして国民生活に長期間の制限と我慢を強いる一方で、聖火リレーやテスト大会、パブリックビューイング会場の準備をはじめ、学校連携観戦と称して約80万人の子供を動員する計画など、五輪関係を聖域扱いする矛盾した対応を行っている。

開催すれば選手や関係者、メディアなど10万人以上が入国し、大会ボランティアをはじめ、もし観客を入れれば、国内でも大きな人流が発生することは避けられない。既に「水際対策」の水漏れや「バブル」の大穴も指摘されており、開催による感染拡大の危険性は極めて高くなっている。

さらに危惧されているのは、世界中の変異株の日本への集中や日本から世界への拡散であり、東京五輪発のパンデミックを引き起こす可能性さえあることである。五輪をそのような場にしてはならないし、五輪のために失う命などあってはならない。

以上のことから、少なくとも今夏の開催は不可能であり、中止すべきである。政府は、国民の命と安全を守ると言うなら、開催ありきで突き進むのではなく、科学的見地に基づいた開催による感染リスクを踏まえ、直ちに中止の判断を行い、I O Cに要請すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月23日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

京都府相楽郡和東町議会

以上です。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。



質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6 番、井上議員。

○ 6 番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、東京オリンピック・パラリンピックの開催中止を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

6 月 1 9 日の産経新聞では、尾身氏ら専門家有志 2 6 人は五輪「無観客」を提言、「有観客なら厳格基準を」との厳しい基準を採用して開催することを示した。また、政府には、大会の開催直前や期間中であっても、感染拡大や医療逼迫の予兆を察知した場合は、「時期を逃さず、事態の切迫を待たずに強い対策を躊躇なく」取るよう要請したと報じている。

6 月 1 1 日から 1 3 日にイギリスで開かれた先進 7 カ国首脳会議、G 7 サミットにおいて、東京五輪パラリンピックの成功を訴え、全首脳から菅首相への支持表明があった。このような開催に積極的に進められている中、開催中止を求める議論があるが、こうした議論はコロナ問題を露骨に政治化した偏向議論であり、私見としては、コロナ対策に万全の対策を講じつつ、断固実施すべきであると考えています。

理由は、五輪は戦争などの争いごとではなく、世界平和を願う世界のイベントであって、日本独自のものではなく、中止されたのは過去には 3 回しかない。第 1 次世界大戦から第 2 次世界大戦時においてである。ベルギーのアントワープ五輪、1 9 2 0 年に開催されたとき、当時 1 9 1 8 年より感染拡大しているスペイン風邪の真っ最中であった。世界人口の 4 分の 1 が感染し、死亡率も全人口の 1 割に達したという説もあり、このような状況下においても開催された。もちろん日本も参加した。クーベルタン自身の強いリーダーシップで五輪を成功させた重大な大会であったとされていま

す。

さらに、日本におけるコロナ感染率・死亡率は諸外国に比べ断トツに低い。感染率も死亡率も2桁余り先進諸国の統計より低いことを示している。ここにもってワクチン接種が加速すれば、より効果的な状態が可能となる。

海外メディアは東京オリンピック・パラリンピックの開催をどう見ているか。5月26日のアメリカのワシントンポスト紙では、コラムニストのヘニー・オルセン氏が、「世界は東京オリンピック・パラリンピックを必要としている。安全に進めることができるし、進めるべきだ」と論評し、ワクチン接種率を飛躍的に高めることで可能であるとしている。さらにウォールストリートジャーナル紙は、「東京五輪の失敗は中国の大勝利、アメリカは開催支援を」との社説で、日本にエールを送っている。

加えて、独裁主義諸国は、自国の政治モデルを顕示する場として五輪を利用する。世界は中国共産党政府の思惑どおりにならないことを希望すると結んでいる。

東京オリンピック選手内定者の池江璃花子さんへSNSで心ないつぶやき、「あなた方選手がオリンピックの中止を呼びかけてください」というようなことを言われたことに対し、彼女は、「選手にとってオリンピックは夢の舞台であり、常にその舞台に立つために極限の練習に励んでいます。もし中止になれば次を目指して頑張るつもりです」というような返事をされたかと思います。

白血病休養から再度一転してトップアスリートにまで上り詰めた人に向けられるつぶやきではないと私は考えます。彼女の冷静かつ沈着な返答には心打つものがありました。私は選手の頑張りを応援したいと思います。

そして、このような中止要請に対しての意見書は、このつぶやきのようにも感じ、残念でなりません。10年後、20年後、未来の若者が日本でコロナパンデミックの時代であったにもかかわらず、オリンピック・パラリンピックを成功させたことを自慢できるよう、感染対策に十分留意し、東京オリンピック、パラリンピックがつつがなく成功裏に終わりことを希望し、反対討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにありませんか。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

日本共産党の岡本正意です。発議第5号の賛成討論を行います。

先ほど井上議員のほうからいろいろと反対の意見がありました。例えば、G7の支持があった。G7はオリンピックでの問題について責任は取りません。また、いわゆるコロナの政治化だと言われました。しかし、先ほどアメリカとの関係で、中国共産党との関係で、負けるとか勝つとか、そういうことを言われました。まさにそれこそ政治化ではないでしょうか。そういうことを言われたことと矛盾しないというふうに思われているのであれば、ためにする話だというふうに思います。

また、アントワープのときにスペイン風邪の最中でも行われたと言われました。そのときから何年経っているのでしょうか。この間に感染症に対する科学的な治験というのは大きく発展しております。そのときと今を比べて、そのときはよかったからやってもいいんだということこそ、大変非科学的な現在の治験を無視した対応ではないかというふうに思います。

以上のことを指摘して討論をさせていただきます。

新型コロナウイルスの国内感染が確認されてから約1年半の間に4度にわたり感染の波が襲い、3度に及ぶ緊急事態宣言が発令される中で、これまでに全国で78万人を超える方が感染し、1万4,000人を超える方が亡くなりました。京都府内でも約1万6,500人が感染、約240人が亡くなりました。そして、現在も多くの方が毎日感染し、入院・療養、そして亡くなっておられます。

とりわけ今年に入ってから第3波、第4波では、感染力のある変異株の影響もあり、感染者や重症化の急増が起これり、医療現場の逼迫は限界に達し、医療崩壊が現実

のものとなりました。その結果、特に大阪などで、感染し、症状があっても入院どころか施設療養もできず、自宅で医療どころか何ら連絡もないまま放置され、急変し、ばたばたと亡くなるケースが頻発する事態となりました。京都でも同じようなケースで亡くなる方が出ております。

このような事態を生んだのは、単に未知のウイルスの脅威というだけではなく、検査の軽視、不十分な補償、経済支援、G o T oキャンペーンなどにより感染拡大などの対策の失敗とともに、根本的には感染症の脅威のみならず、安心の医療・保健体制の備えを軽視し、医療提供体制や保健所の体制を弱体化させてきたこと、またワクチンの基礎研究を怠り、自国でのワクチン製造、提供に重大な遅れを来したことなど、これまでの政府・政治による人災であることも明らかであります。

そして、今また感染拡大の下での東京オリンピック、パラリンピック開催強行という誤りによる新たな人災を引き起こそうとしております。

政府文化会の尾身会長は、「普通ならやらない」と国会で答弁され、先日発表された提言でも開催中止には触れなかったものの、もし開催するなら無観客が望ましいとしましたが、政府や組織委員会、I O Cなどは無観客さえ採用せず、1万人を上限に観客を入れると言い、スポンサーやI O C関係者などは観客ではないからなどと別枠扱いし、さらには会場での酒の提供・販売まで一時、今日取り消したらしいですけど、容認するなど、真面目に対策を徹底しようという姿勢がございません。

菅総理は、大会期間中に宣言・発令なら無観客も辞さないらしいですが、辞さないだけで無観客にするとは一言も言わず、逆に、宣言が発令される事態でも中止しないと都合よくハードルを下げたにすぎません。緊急事態宣言を出すほどの感染爆発が起こっていても中止せず開催を続ける。そこまでして開催する理由を問われても答えず、安心安全という言葉、そして自らの思い出話だけで強行する、まさに狂気の沙汰を通り越して滑稽そのものではないかと思えます。

私は個人的にはオリンピック・パラリンピック競技を見るのが好きですし、これ

までもアスリートの頑張りやフェアな競い合い、そこから生まれる勝敗を超えた友情や連帯に感動し拍手を送ってきた一人です。今回の地元開催に向けてのアスリートの努力や夢の実現への思いも大いに共感できますし、頑張ってもらいたい。ぜひ、見てみたいとも思います。しかし、それは日本だけではなく世界の人々の命が守られ、選手がフェアで安全に競える環境があってこそです。アスリートの夢のために犠牲にしてよい命など一つもありません。それは先ほど言われた池江璃花子さんも同じだと思います。

命を危険にさらしてまで開催し、観戦する必要などどこにもありません。そんなことをアスリートも決して望んではないと確信します。こんな当たり前の判断ができない、されない、これはアスリートの夢とかが理由ではなく、スポンサーやI O C、組織委員会など関係者の莫大なお金にまつわる利権・特権が優先されているとしか説明が付きません。

それはこの間、相次いだI O C幹部の五輪憲章を踏みにじる信じられない暴言、聖火リレーでのスポンサーの下品とも言える振る舞い、スポンサーやI O C関係者は観客ではないとの屁理屈で開会式を2万人でやろうとする組織委員会のあきれた姿勢などの端的に表れております。

菅総理や橋本会長などは五輪を開催し、子供たちに夢を感動を与えたいなどと口にされますが、私は、これ以上命を軽んじ、お金や利権にまみれた大人の醜態を子供たちにさらすのはやめていただきたいと切に思っております。どれだけ対策をしても感染リスクはゼロにはならない。開催することで感染拡大は避けられないということは何を意味するのでしょうか。開催しなければ感染しなかった、重症化しなかった、後遺症に苦しまなかった、そして、亡くなることはなかった、そういう無用の犠牲を知ることです。

それは東京だけの問題ではなく、私たちが生活する、この和東の住民も危険にさらすことです。そんなことが五輪だから許されるのか。それは言うまでもないことでは

ないでしょうか。それが分かっている、あえて開催を強行するならば、それは確信犯であり、人の道にも反することであり、もはや命の祭典でも平和の祭典でもありません。これほど明白な誤り、愚かで滑稽なことに何も言えず黙って見過ごすことは、提案理由でも申しましたが、議会人として、次世代に何が大切かを伝える大人として、そして命を尊ぶ人間の一人として到底できないのではないのでしょうか。

オリンピック・パラリンピックは台風や地震とは違い人間が行うイベントであり、人間の政治の判断・責任で止めることができるものです。賢明な判断を切望し、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第5号 東京オリンピック・パラリンピックの開催中止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第5号 東京オリンピック・パラリンピックの開催中止を求める意見書は否決されました。

日程第10、発議第6号 医療提供体制の抜本的な拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

発議第6号の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの命を守る備えがいかにか脆く、危うい状態かを浮き彫りにいたしました。感染の波が起こるたびに保健所がパンクし、医療現

場が逼迫、そして崩壊する。そのことで多くの助かる命がこぼれ落ちていく惨状を私たちは経験しました。この痛苦の経験はまだ進行形であり、対策を怠れば今後も起こり得る現実です。この現実への対応とともに仮に今回のパンデミックが収束したとしても新たなウイルスの脅威はいつ発生してもおかしくなく、今回の感染拡大を教訓とした備えを万全にしていくためにも、医療提供体制の拡充が不可欠との理由から、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案をさせていただきます。

発議第6号

#### 医療提供体制の抜本的な拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和3年6月23日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 泰正 様

#### 医療提供体制の抜本的な拡充を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本の医療提供体制の脆弱さを浮き彫りにしました。特に、昨年末から現在に至る「第3波」「第4波」において医療現場は極めて厳しい事態に陥り、「医療逼迫」が常態化し、大阪など一部地域では「医療崩壊」が現実にかかるに至りました。感染し症状があっても受入先がなく、救急車で長時間たらい回しされる。入院も療養もできず、自宅で何も医療が受けられないまま亡くなるなどのケースが多発する異常事態が広がりました。

この背景には感染力が強く重症化しやすい変異株の影響もありますが、感染拡大のたびに簡単に「医療逼迫」「医療崩壊」に陥るのは、コロナ以前からの慢性的な医師や看護師など医療スタッフの不足、余裕のない病床管理等の問題があります。それが今回のような緊急事態となった際、病床が空いていない、空いていても医師や看護師がいない、足りないなどとなり、「医療逼迫」を起こす原因となっています。

感染拡大から1年以上が経過し、医療提供体制の脆弱さは明らかになりましたが、抜本的な改善は進まず、課題は残されたまま医療現場は苦闘を続けています。その中で、特に「第4波」では多くの命が失われ、危険にさらされており、早急な改善が求められています。

しかし、政府は、改善を進めるどころか、むしろ逆行する方向を進めています。国会に、消費税を財源に病床削減を推進し、医師数も減らしていく内容の法律を提出し、可決されました。これはコロナ感染が広がる前に、厚労省が全国の公的医療機関の統廃合を進める計画を明らかにしたことが発端でしたが、コロナ禍で病床不足が明確になったにもかかわらず続行したものです。

また、コロナで高齢者が最も命の危険にさらされているにもかかわらず、75歳以上の医療費窓口負担の2倍化を決めました。これでは、ますます医療提供体制が弱まり、命や健康への不安が広がるばかりです。

政府がすべきことは、コロナ禍の教訓を生かし、脆弱さが明らかになった医療提供体制の抜本的な拡充を進め、そのためにも医師や看護師の増員、余裕を持った病床管理を可能にする経営支援であり、高齢者をはじめ、全ての国民が安心して病院にかかれる環境整備です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月23日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。



質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

井上議員、賛成ですか、反対ですか。

○6番（井上武津男君）

反対です。

○議長（岡田泰正君）

反対討論を許します。

○6番（井上武津男君）

それでは、私から、医療提供体制の抜本的な拡充を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

政府は、6月9日の経済財政諮問会議で令和4年度予算編成に向けた経済財政運営の指針「骨太の方針」の中で、新型コロナウイルス禍で明らかになった医療提供体制の見直しを図ることを6月18日に閣議決定している。

例えば、国立・民間病院ともに病床を活用できる仕組みづくり、治療薬や国産ワクチンの開発・生産体制の強化など、次期国会で各党が協議することであって、意見書を出すまでもなく、反対討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論はございませんか。

岡本議員、賛成ですか、反対ですか。

賛成を許可します。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。発議第6号の賛成討論を行います。

備えあれば憂いなし、転ばぬ先の杖、油断大敵など、日本では教訓的な大変ありが

たいことわざが伝えられ、大切にされてきました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大はまさにことわざが活かされず、棚上げされてきた実態を白日の下にさらしました。感染症対策の要である保健所の数も体制も大幅に減らされ、医療現場では病床管理も、医師や看護師の体制も常にギリギリの経営を強いられ、市町村の保健体制も平成の大合併や行革の押しつけによる体制の弱体化が進んでいます。国の国立感染症研究所さえ、予算も人員も減らされ続けていました。そこに新型ウイルスの脅威が及んだとき何が起こったのでしょうか。検査が受けられない、病床があっても医師も看護師も不足し、入院も療養もできない、自宅で放置され命を落とす、ワクチンも自国で用意できず大きく遅れる、これが世界の先進国と思われている日本の現実であり、政治の無策による人災です。

21世紀に入り、世界では感染症の脅威が数年単位で頻発しています。それは新自由主義経済の跋扈による企業利益優先の大規模開発と環境破壊、それに伴う気候変動の激化、そして格差と貧困の拡大等が原因とされ、人類社会の野放図な経済活動が続くならば、今後も新たな感染症の発生や拡大が避けられないと言われております。

この間、日本の政治は感染症の脅威と備えにはほとんど関心を払わず、地方創生や観光立国の名の下に、原発事故の教訓も無視し、エネルギーを浪費し、リニアや新幹線などの壮大な無駄と環境破壊、コロナで泡と消えたインバウンド絡みの観光振興での地域壊しなどに予算を浪費してきました。

その一方、保健所を統廃合し、医師・看護師の育成を怠り、地域医療を疲弊させ、ワクチン開発などの基礎研究を軽視し、軍事研究に熱を上げるなど、命と健康を守る備えを怠り、憂いばかりで転んでばかり、根拠のない安心安全で油断だらけの状況となりました。その結果、国民も医療や保健の現場はほとんど無防備のまま新たな感染症の脅威と向き合うことになり、意見書でも触れられているような大きなダメージを受けました。この痛苦の教訓を直ちに活かすことが切実に求められています。

しかし、政府は、教訓を活かすどころか、コロナ以前から狙っていた医療提供体制

のさらなる削減をコロナ禍の下でも容赦なく進めています。先日閉会した国会では、よりによって病床削減を推進する法律を十分な審議もないまま強行しました。入院が必要でも病床が不足して入院できない事態が頻発した、つい最近のことも記憶がなくなったのか、全く理解できません。病床を稼働させるために必要不可欠な医師や看護師の養成・増員にも背を向けております。

政府与党はコロナから一体何を学んでいるのでしょうか。これから人口が減少し、AIなどの発展もあり、医師も病床も必要ないとでも言うのでしょうか。今回のコロナで浮き彫りになったことは、医療現場の体制が常にギリギリで余裕がない。経営的にも余裕がない。よって、いざというときにはあつという間に逼迫・崩壊する現実であります。

全体の人口が減少しても、医療の必要度が高い高齢者は増え、幾らAIなどが発展しても、結局はそれを使う人が必要であり、特に感染症の場合、どれだけの人員が確保できるかが鍵になります。ワクチン接種一つ取っても、医師や看護士、薬剤師などの協力なくして進まないことは明らかです。そのくせ人材や予算の確保を渋りながら、中止しかない五輪大会への動員を強要し、ワクチン供給と接種の遅れの責任を棚上げ、現場を無視して勝手な期日や目標を押しつけて接種体制の強化をやらせるなど、ご都合主義も甚だしいのではないかと思います。

政府がやるべきことは、これまでの怠慢を反省し、コロナの教訓を踏まえて、医療提供体制の強化に責任を持って取り組むことです。そうでなければ政府の無策で犠牲になった方々が浮かばれないばかりか、今後も新たな犠牲者を出す懸念が高まり、国民の不安を広げるだけであり、命を守ることに真剣に取り組んでいただきたいことを強く求め、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第6号 医療提供体制の抜本的な拡充を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第6号 医療提供体制の抜本的な拡充を求める意見書は否決されました。

日程第11、発委第1号 JR大和路線の利便性維持について国の積極的な関与を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、提案理由を申し上げます。

発委第1号 JR大和路線の利便性維持について国の積極的な関与を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由及び説明といたします。

発委第1号

JR大和路線の利便性維持について国の積極的な関与を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和3年6月23日

提出者 総務厚生常任委員長 村山 一彦

和東町議会議長 岡田 泰正 様

JR大和路線の利便性維持について国の積極的な関与を求める意見書

JR大和路線は、本町にとって、近隣の木津川市をはじめ奈良、大阪、京都方面への通勤や通学・通院等、日常生活を支える移動手段として必要不可欠であるとともに、観光など地域振興にも寄与する重要な公共交通機関であり、今後も維持・発展が望ま

れています。

このような中、ＪＲ西日本は、新型コロナウイルス感染症拡大による経営環境の悪化を受けて、今秋予定するダイヤ改正において、大和路線の奈良加茂間の昼間時間帯の便数を半減する方針を表明しました。５月の社長会見では、新型コロナの影響で、コロナ前と比較して在来線特急の利用が大きく落ち込んでいるとし、厳しい状況は回復に向かうことを期待しつつも、コロナ前の水準には戻らないとした上で、構造改革としてダイヤの見直し・減便を実施するとしています。

しかしながら、経営合理化の観点だけで安易に減便等が行われれば、利便性の低下により、さらなる利用者の減少につながり、鉄道路線のない本町を運行し、大和路線加茂駅に連絡している路線バスの運行、さらに近隣の南山城村、笠置町と共同で運行している広域バスの運行にも影響が懸念されるなど、本町の公共交通基盤の脆弱化はもとより、まちづくりにも影響を及ぼすことは避けられません。

国においては、地域の活性化をはじめ、人口減少の抑制や環境負荷低減等、地方鉄道路線が果たしている役割に鑑み、その維持に積極的に関与すべきと考えます。具体的には、下記の対策を講じるよう強く求めます。

#### 記

１ 新型コロナウイルス感染症の影響を理由として、ＪＲ西日本が大和路線(奈良一加茂)の減便を実施しないよう、また関係地域への丁寧な説明や意見聴取、十分な情報提供などについて必要な指導を行うなど、国として積極的に関与してください。

２ 緊急的な新型コロナウイルス対策として、ＪＲ地方路線に対し、路線ごとの減収補填などの支援を行うとともに、将来的にも安定的な利便性の維持、利用者へのサービス向上を図るための支援制度を検討、構築してください。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和３年６月２３日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

京都府相楽郡和束町議会

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第1号 JR大和路線の利便性維持について国の積極的な関与を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第1号 JR大和路線の利便性維持について国の積極的な関与を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第12、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和3年第2回の定例会が閉会されるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今回予定をさせていただきました議案等につきましては、全議案につきましてご承認、またご同意をいただきまして本当にありがとうございます。

今回の議会におきましても、今日の質疑等をいただきながら本当に大事な意見もいただいております。これは今後のまちづくり、今後のまた議会とのいろんな事業等にお世話になる場合にもこれを生かしていきたいと、このように思っております。

コロナ禍の中ではありますが、これからも住民の皆さんのご協力もいただきながら、コロナ感染者が少ない町を維持していけるように、これから皆さん方のご協力をいただきたいと思っております。

今回、本当にありがとうございます。これからもまちづくりにご指導、よろしくお願いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これもちまして、令和3年和束町議会第2回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後4時10分閉会



上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 3 年 8 月 26 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 岡 本 正 意

〃

和東町議会議員 畑 武 志